

広島県史年表(近世 2) 1781 年(天明元)~1867 年(慶応 3)

1781 天明 1(4.2) 辛丑 ⑤

1-10 佐伯郡大竹村において、米改めに対し百姓ら徒党して口論に及ぶ〔事蹟緒鑑 33〕。

4-29 俳諧師多賀庵風律没 (84)〔知新集 4〕。

5-15 沼田郡安村百姓、目安訴状を差し出す〔事蹟緒鑑 33〕。

5- 広島藩、御用銀・寸志銀の利下げ(ほぼ半減)を申し渡す〔隅屋文庫「御触状写帳」〕。

閏 5- 広島藩、高田郡の本願寺派寺院が東本願寺派に改派するを禁止〔安芸国諸記〕。

6-29 広島藩、藩士岡岷山・御側医師長崎丹淳に東部諸郡の瀧・草木・産物見分を命じる〔恭昭公済美録 24〕。

7- 3 広島新開組小屋新町出火, 131 竈焼失〔事蹟緒鑑 32〕。

9-22 佐伯郡草津村出火, 町家 289 軒(347 竈)焼失〔恭昭公済美録 24〕。

10- 8 医師初代恵美三白没 (75)〔芸備先哲伝〕。

10-16 広島藩、城下の米屋・菓子屋改めを行う。米屋 211 軒, 菓子屋 20 軒〔広島市史 2〕。

12-17 広島藩、学問所建設につき御用掛, 儒者を定める。増田来次・頼春水・香川南浜に各 30 人扶持を給す〔恭昭公済美録 24〕。

12-20 広島藩、沼田郡河戸村百姓, 庄屋・組頭の不正を訴えての一揆に対し処分を行う〔事蹟緒鑑 27〕。

12- 奴可・三次・恵蘇 3 郡の産鉄は、幕府専売の座外として扱うことを認められる〔恭昭公済美録 24〕。

この年, 広島藩, 大坂置為替に関し札歩・下り歩をそれぞれ 50 匁減額とする〔堀川町御触帳〕。

この年, 備後中津領, 年々定引きが復活する〔三和・木津和家文書〕。

この年, 安芸・沼田郡代官, 郡中法度を出す〔近世 1〕。

この年, 広島城下で尼講が組織される〔近世 2〕。

この頃, 菅茶山, 家塾黄葉夕陽村舎を開く〔近世 2〕。

1782 天明 2 壬寅

1-25 広島藩, 御戻米, 知行免 4 つ物成〔事蹟緒鑑 51〕。

1- 江田島・瀬戸島・和庄村見取新開の竿入れを行う〔江田島・久枝家文書〕。

1- 福山藩, 銀札勘定のため通用を一時停止し正金銀の通用を申し付ける〔軼・中村家日記〕。

2-11 広島藩, 学問所を開設, 入学式を行い, 12 日から格式講釈を行う〔恭昭公済美録 24〕。

2- 安芸郡財政逼迫のため, 青崎新開築成の郡才覚銀の棄捐を命じる〔江田島・久枝家文書〕。

3- 5 広島藩, 御調郡本郷村百姓, 夫割の不正を訴えての一揆に対し, 処分を行う〔事蹟緒鑑 27・33〕。

5- 豊田郡御手洗町, 郡役所に, 去年 11 月に続き火防用水桶調達を願う〔大長村諸書附控〕。

6-21 広島藩, 豊田郡大崎島の箱訴した百姓を処分する〔事蹟緒鑑 33〕。

6- 賀茂郡竹原下市村，豊田郡本郷村の河内川～沼田川通船計画に反対し認められる〔竹原下市覚書〕。

7- 1 広島藩，諸国米相場引立に乗じての抜売りを取り締まる〔堀川町御触帳〕。

7- 福山中町出火，焼失家屋 123 軒〔近世 2〕。

8- 6 山県郡加計村の隅屋，池ヶ迫に吉水亭を築く〔吉水記〕。

8- 広島藩士吉田流弓術家勝田義安没〔芸備先哲伝〕。

10- 8 広島藩，藩士の子弟で町宅に住居し，医術開業した者の取扱法を定める〔広島市史 2〕。

10- 21 広島藩，広島町・新開での流頼母子を取り締まる〔堀川町御触帳〕。

12- 22 報専坊慧雲没(53)〔芸備先哲伝〕。

この年，福山藩，繰綿の焼印代増徴の代わりに別段銀を新設〔加藤氏諸控〕。

この年，豊田郡本郷村など 28 か村共同の年貢積出しのため河内川～沼田川通船計画を郡役所に願い出る〔竹原市史 1〕。

1783 天明 3 癸卯

2- 広島藩，佐伯郡地御前村に，同村難渋により留山毛上伐りを許可する〔地御前村御触書帳〕。

2- 広島藩，佐伯郡村々に対し，村々貯籾を下げ渡す〔地御前村御触書帳〕。

2- 天領神石郡笹尾村百姓，凶作・重課により強訴する〔小島代官所御用留〕。

4- 5 広島藩士で書道家の大谷瘦嶠没(63)〔芸備先哲伝〕。

4- 10 水利・土木家桑原卯之助没(60)〔芸備先哲伝〕。

4- 15 広島藩，中絶していた宮島の富鬮の再興を許可する〔事蹟緒鑑 27〕。

4- 広島藩，昨年秋の不熟につき，郡中村々へ出雲大社玉串等を配布する〔地御前村御触書帳〕。

5- 22 広島稲荷町出火，441 軒(889 竈)焼失，焼死者 1 人〔恭昭公済美録 26〕。

6- 9 広島藩，藩士の屋敷替えにつき不公平なきよう戒める〔恭昭公済美録 26〕。

6- 17 福山領内大洪水死傷者多数〔加藤氏諸控〕。

7- 3 三次鉄奉行，札場詰兼帯申し付けられる〔事蹟緒鑑〕。

9- 広島藩，佐伯郡村々に，年貢米津出しの促進と，これまでの津出米に青米・落実・白枯等の多いことを戒める〔地御前村御触書帳〕。

10- 広島藩，佐伯郡村々の青米混りの年貢米の収納を求める歎願書を却下する〔地御前村御触書帳〕。

11- 18 広島藩，流頼母子を行う者が絶えないため取り締まる〔事蹟緒鑑 31〕。

11- 気候不順により凶作，広島領の田畑損毛 11 万 690 石余に及び，飢民少なからず〔恭昭公済美録 26〕。

12- 12 広島藩，御泉水御下屋敷御庭手入御用掛をおき，修理を行わせる〔恭昭公済美録 26〕。

12- 20 賀茂郡三津浦にて大火，百姓家 115 軒焼失〔恭昭公済美録 27〕。

この年，三次郡伊賀和志村にて，紙方騒動起こる〔双三郡三次市史料総覧〕。

1784 天明 4 甲辰①

2-17 広島藩，勘定所御用商人らが米価を釣上げるとの風聞のため，町方の動揺するを戒める〔事蹟緒鑑 31〕。

2- 広島藩，米穀不自由につき，他国米移入の便宜をはかり，米屋らの売り惜みを戒める〔堀川町御触帳〕。

3-12 儒医橋本知義，尾道に講習所を開く〔近世 2〕。

3- 広島藩，浦島 15 か村，城下からの買米に特別扱いを許す〔蒲刈島文書〕。

5- 福山地方風邪大流行〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

6- 福山地方大雨続き，作物不熟〔山手・三谷家日記〕。

7- 広島藩，他国医師がひそかに広島に居住し，治療を行うことを禁止する〔堀川町覚書〕。

この夏，疫病流行，広島城下の罹病 1951 人，死亡 329 人〔広島市史 2〕。

8- 1 広島藩，芸子の町内徘徊を禁止する〔堀川町御触帳〕。

9- 福山藩，上納米の米拵え・縄俵の品質保持を厳命する〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

10- 安芸郡海田市火災。町家 61 軒（竈数 62 軒）焼失〔恭昭公済美録 27〕。

11- 広島藩，博奕・やさら・賭的・流頼母子等を禁止する〔堀川町御触帳〕。

この年，福山藩，実綿の他所出しを禁止する〔加藤氏諸控〕。

この年，福山藩，他領の藩札の通用を禁止する〔加藤氏諸控〕。

この年，広島藩，公家衆馳走役に 490 貫匁（米にして約 1 万石）負担する〔近世 1〕。

この年，尾道の金屋家，真継家から鋳物師の許状を受ける〔近世 2〕。

この頃から，高田郡土師村の滄浪園改修〔近世 2〕。

1785 天明 5 乙巳

2-12 奴可郡管村百姓，昨年までの不足御仕向願のため直訴する〔村上家乗〕。

2-15 奴可郡川島村百姓吉兵衛，拝借銀を願い代官へ出訴〔村上家乗〕。

2- 安芸郡海田市火災，町家 98 軒（竈数 105 軒），蔵 9 か所焼失〔恭昭公済美録 28〕。

3- 長崎貿易の煎海鼠・干鮑等の俵物を長崎会所の直仕入に改める〔江田島・久枝家「万覚書」〕。

3- 広島藩，真宗寺院・門徒の改派を向う 1 年間禁止する〔江田島・久枝家文書〕。

3- 鞆港内で漁獵中の備中真鍋島の漁師，鞆漁師と争論を起し，沖合流魚は入会に決まる〔備中真鍋島の史料〕。

この春，賀茂郡川上村百姓，強訴する〔村上家乗〕。

5- 3 高宮郡古市・中筋両村の百姓，徒党愁訴〔村上家乗〕。

5-26 広島藩，町医の待遇は歩行組の上と定める〔恭昭公済美録 28〕。

5- 広島藩，他国商人が謀計をもって城下の商事に従事するを取り締まる〔広島市史 2〕。

7- 福山藩鞆町奉行，町内で真宗門徒らの在家に寄合ひ法談を受けることを禁じる〔鞆・中村家日記〕。

この夏～秋，沖手島浦赤痢流行〔江田島・久枝家「万覚書」〕。

8-2 頼杏坪、藩の儒員に5人扶持で登用される〔事蹟緒鑑 18〕。

8-15 福山藩、府中市・松永の綿運上場を廃し、城下に綿役所を設置する〔土肥文庫〕。

8- 福山藩、抜綿・抜米・抜酒・他領札取扱量表抜荷改人として、1月毎に足軽から4人、刀差から2人、札座から2人、酒屋から2人計10人差し出させ、取り締まらせる〔土肥文庫〕。

9-19 奴可郡川島村百姓、徒党愁訴〔村上家乗〕。

9-27 広島藩、御山方材木場一円勘定奉行引請とする〔事蹟緒鑑 56〕。

10-21 広島藩士・円明流剣術家、多田紀久没(70)〔芸備先哲伝〕。

11- 広島藩、江戸霞ヶ関上屋敷内に講学所を開設し、翌6年2月26日開講する〔近世2〕。

12-13 儒者福山貞儀(鳳州)没(62)〔芸備碑文集〕。

12-21 広島藩、学問所における教育を朱子学に統一する〔春水遺響〕。

この年、広島藩、各村社倉法助成のため、麦3000石を支給〔恭昭公済美録 13〕。

1786 天明6 丙午⑩

1-24 広島藩、後松原に火災予防のため不寝番所を設ける〔事蹟緒鑑 27〕。

1- 福山藩、去年の人数増減帳等を1月16日から同26日までに提出するよう命じる〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

1- 広島藩学問所教授頼春水、教授局規条を作り、学問所に掲示する〔芸藩志拾遺 17〕。

1- 去年暮以来、江田島に疫病流行し罹病者約230人、夏まで続く〔江田島・久技家文書〕。

2-12 福山藩士、儒学者、斎木担窩没(71)〔芸備先哲伝〕。

2-24 福山藩、江戸藩邸の火急の御用により、7月1日納めの先納銀と8月15日納めの初納銀を繰上げて3月5日までに上納することを命じる〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

2- 広島領内諸町村にほとんど社倉法成就〔恭昭公済美録 13〕。

3-12 福山藩、藩主御膳米である御用米の代銀納分にあたる御用米間銀を1両日中に上納するよう命じる〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

4-10 広島藩、学問所天文方を数学方と改称〔事蹟緒鑑 46〕。

4-14 広島白神一丁目丸岡屋前に多人数集まり騒動に及ぶ〔堀川町御触帳〕。

4- 福山藩、宗門改役人廻村の際、これまで家別に行っていた宗門改を庄屋宅で行うよう改める〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

5~6 福山地方、長雨による洪水で凶作〔山手・三谷家文書〕。

5-中旬 福山藩、藩が農民から借りる名目の口入銀を22日までに上納するよう命じる〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

7-9 広島藩、広島町・新開に芸子等が徘徊し風俗が乱れるのを取り締まる〔事蹟緒鑑 31〕。

7-18 福山藩、今年年貢米を月割りとして、今月分は20日までに石当り銀95匁を上納するよう命じる。以下毎月月割り年貢米の上納指令を出す〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

7-27 三次代官、社倉法創立に功ある者を賞す〔事蹟緒鑑〕。

7- 福山藩、藩校として弘道館を開設する〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

7- 福山藩、浄土真宗の講同行の寄合いを禁止する旨を触れる〔備後国諸記〕。

8-4 福山藩、急用米の名目で臨時に賦課し、期日までに上納することを命じる〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

8-下旬 暴風雨、この夏土用中雨が降り続き冷害、広島領の田畑損毛 12 万 5020 石余〔恭昭公済美録 29〕。

9-20 福山藩、納米不埒につき村役人の出頭を命じる〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

9-29 福山藩、急用割賦米上納督促のため廻村につき村役人の出頭を命じる〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

10-4 福山藩、米割の名目で新しい負担の上納を命じる〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

10-5 福山藩、人馬間銀の上納を命じる〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

10-12 福山藩、当冬銀納値段を 110 匁と定める〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

10-22 狩野派画家大森搜月京都で没(38)〔芸備先哲伝〕。

10-25 安芸郡熊野村百姓、徒党して出訴〔中野・野間家文書〕。

10-28 福山藩、一両日耕作差し止め年貢米上納を督励する〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

10- 福山藩、沼隈半島 14 か村に限り鞆町の酒屋の商売を許可する〔鞆・中村家日記〕。

閏 10-15 福山藩、鞆町の酒商売を本酒屋・揚酒屋に限定する〔鞆・中村家日記〕。

閏 10- 備後尾道町に社倉設立され、この頃までに広島藩のほぼ全領内に社倉の設立をみる〔近世 2〕。

11-2 福山藩、藩貸付銀返済のため、村々に頼母子講の開催を指示する〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

11-6 当月返済の御役所貸付け銀を 20 日限りで元利とも返済するよう命じる〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

11-10 天明 2 年以来の連続的な凶作飢僅により、恵蘇郡伊予組 5 か村をはじめ、備北の農民 5000 人余が一揆を起こす。21 日以降、広島藩の武装兵と対峙し、27 日に村単位に作成した願書を藩に提出する〔近世 2〕。

11-22 福山藩、年貢米の月割払米は 12 月分を 1 万俵とし、代銀納分の値段米を 1 石に付 105 匁とする〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

11-24 福山藩、今年の大割銀を今月中に上納するよう命じる〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

12-2 福山藩、池溝整備費として地方で使われていた役目大割銀を、今年は藩へ上納するよう命じる〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

12-6 広島藩、関東筋豆州川々普請手伝の公役を命ぜられる〔恭昭公済美録 29〕。

12-12 福山藩、今年の御趣法銀・一宮社修覆銀・御蔵欠米作配入用などの負担額を今月 20 日迄に上納するよう命じる〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

12-14 福山藩、免状の下付につき 12 月 16 日に出頭するよう各村に廻達する。15 日夜半頃より百姓一揆が全藩的な規模で起こる。12 月 20 日諸負担の廃止・軽減、藩執政の罷免など

30 か条の要求書を藩に提出する〔福山市史〕。

12-21 福山藩，一揆百姓の帰村披露の提出を求める〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

12-22 福山藩，百姓一揆による被害届の提出を求める〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

12-24 福山藩，村々免割のため 12 月 25 日に庄屋を，また，26 日に組頭・釣頭・惣代百姓を山手村に召集することを達する〔山手・三谷家「御用書留帳」〕。

この年，広島藩，上野火の番 183 貫匁を負担する〔近世 1〕。

1787 天明 7 丁未

1-16 福山藩，一揆側の要求を全面的に拒否する〔西備遠藤実紀〕。1 月 26 日を限り，とくに冬値段（米銀替えの）によって年貢の納入を厳命する〔安倍野童子問〕。

1-26 福山領に再び大一揆起り，岡山藩に越訴し，2 月 20 日頃までに要求 32 か条のほとんどが認められる〔西備遠藤実紀〕。

2-24 広島竹屋町出火，119 竈焼失〔恭昭公済美録 30〕。

2- 広島藩，諸国米価高値につき抜米を嚴重に取り締まる〔堀川町御触帳〕。

3- 広島藩，普請手伝の公役につき借知，知行免 3 つ渡しを申し付ける〔事蹟緒鑑 51〕。

3- 阿部正倫，老中となる〔阿部家系〕。

5-20 広島の米商・質商 8 家，打ちこわしにあい，首謀者 40 人入牢〔事蹟緒鑑 31〕。

5- 尾道町で打ちこわし起こる〔橋本年誌〕。

6-3 尾道問屋座会所，町中商人に奥地米の津出しを中止し，入津米を買い置くよう命じる〔尾道市史 2〕。

6-23 福山藩，一揆百姓の赦免を申し渡す〔安部野童子問〕。

8-16 広島藩，米穀払底により酒造米高を例年の 3 分 1 に減石させる〔堀川町御触書〕。

8- 芦田郡府中市の大戸直純ら，府中市村の社倉を起こす〔福山市史〕。

9- 広島藩，鉄売問屋定法を定める〔栗原・小川家文書〕。

10-1 広島藩，町方諸吟味筋を町奉行直裁として行うべき旨申し渡す〔事蹟緒鑑 13〕。

11-24 浅野宗恒，広島城中で没〔鶴阜公済美録 35〕。

12- 福山藩，新酒値段定めにつき，定値段より安く売ることを禁じる〔輒・中村家日記〕。

この年，福山藩，備後一宮市の市場において他所札の使用を許す〔備後史談〕。

この年，沼隈郡山南村の桑田含笑舎抱臍，『阿伏兎土産』を刊行〔近世 2〕。

この年，福山藩，備後一宮市における芝居札銭を 1 枚 1 匁 2 分宛，中座 1 枚 4 匁宛等と定める〔備後史談〕。

この年，福山藩，備後一宮市において博奕を厳禁する〔備後史談〕。

1788 天明 8 戊申

1-14 安芸郡矢野村大火，197 軒(212 竈) 焼失〔恭昭公済美録 31〕。

2-29 阿部正倫，老中職をやめる〔柳営補任〕。

- 2- 安芸郡海田市で火災。町家 92 軒（竈数 116 軒）焼失〔恭昭公済美録 31〕。
- 3- 尾道町奉行所，米穀買占・酒造・大勢徒党等を厳禁する〔橋本年誌〕。
- 6- 広島藩，真宗門徒・僧侶に対し，みだりに他宗を誹謗し，神社を軽んじ神棚おろしをすることを戒める〔相田・横山家「役用諸控帖」〕。

8-27 広島御泉水屋敷の庭園の修理完成〔広島市史 2〕。

- 10- 広島藩，三味線・浄瑠璃・身振り等の遊芸者の徘徊を嚴重に取り締まる〔広島市史 2〕。

11-1 広島藩，御用銀献納の功を賞し町人 3 人に扶持を給す〔知新集 4〕。

この年，広島猿猴橋の橋台に制札を建てて〔知新集 3〕。

この年，佐伯郡大野・口谷尻村百姓，難渋により米積人夫賃の高割り・山守引高の廃止を要求し一揆を起こす〔大野町誌〕。

この年，福山藩，箱訴についての規定を定める〔福山市史〕。

この年，広島藩，尾道町に御用銀・寸志銀上納を命じる〔尾道市史 2〕。

この年，頼春水，自宅に家塾嶺松廬を設ける〔日本教育史資料〕。

この年，菅茶山「冬の日かげ」を著す〔近世 2〕。

この年，福山藩，太田全斎を文学教授に任ず〔近世 2〕。

この年，「芸備郡村絵図」完成〔呉市史〕。

この年，京都の庭師清水七郎右衛門，山県郡加計村の吉水園を改修〔近世 2〕。

この年，鞆の金屋家，真継家から鋳物師の許状を受ける〔近世 2〕。

1789 寛政 1(1.25) 己酉⑥

4-27 広島稲荷町出火，179 軒(337 竈) 焼失〔恭昭公済美録 32〕。

5- 広島藩，町組に対し儉約をさらに厳しく布令する〔堀川町御触帳〕。

5- 福山藩，農政機構肅正のため，領内庄屋・百姓に 18 か条の注意書を与える〔政用新故事〕。

5- 福山藩，大庄屋制を廃して世話役庄屋制を設ける。寛政 3 年にふたたび旧制に復す〔戸手・信岡家文書〕。

5- 福山藩，郡中村々の庄屋役人の田畑質入れ・持高不相応の借金を禁じる〔戸手・信岡家文書〕。

5- 福山藩，年貢米銀未納者の年貢米銀は，村ごとに庄屋に立替えさせ，庄屋がその者から利銀を取るとは十分納得の上印形をとっておくかぎり認める〔戸手・信岡家文書〕。

6- 広島藩，家中知行 1 つ成戻し，知行免 4 つを申し渡す〔恭昭公済美録 32〕。

6- 幕府巡見使来広〔恭昭公済美録 32〕。

6- 福山藩，風俗矯正のため花松の伐出しを禁止する〔加藤氏諸控〕。

閏 6-12 広島藩，尾長村大内越の路傍の小石に関する迷信を禁じる〔堀川町御触帳〕。

閏 6- 阿部正倫，家中に綱記肅正を令す〔阿部家文書〕。

7- 福山藩，盆踊りが派手になったことを注意する〔加藤氏諸控〕。

- 8- 福山藩、村方に費目別の年定額を立て、村入用帳の整理を命じる〔木之庄・岡本家文書〕。
- 8- 福山藩、在方の売女を禁止する〔加藤氏諸控〕。
- 10- 福山藩、御用表の町人請負制を廃止し藩の請負制とする〔中山南・桑田家文書〕。
- 11-17 広島藩の学問所において師弟分けが行われ、古学派の教授は学問所への出勤を止められ、家塾で子弟を教導するよう命ぜられる〔春水遺響〕。
- 11-26 厳島への渡船、草津沖で沈没、溺死者 60 余人〔海田市旧記〕。
- 12-15 広島藩、新開奉行を廃し、新開組は町奉行支配とする〔事蹟緒鑑 16〕。
- この年**、広島藩、郡中繰綿の新開方綿座への積出しのことに布令する〔江田島・久枝家文書〕。
- この年**、東城浅野氏、広島の家老屋敷内に蒙養館を設ける〔近世 2〕。
- この年**、倉橋島本浦有志郷塾敬長館を設立する〔近世 2〕。
- この年暮**、頼春水、袋町杉ノ木小路に屋敷を与えられる〔頼春水日記〕。
- この年暮**、香川南浜常林寺小路の屋敷を与えられる。門弟ら屋敷内に学舎を設け、修業堂を復興することに決める〔近世 2〕。

1790 寛政 2 庚戌

- 1- 広島藩、年越祝いにおける婦人への乱暴を戒める〔中野・野間家文書〕。
- 2-12 広島藩、昨秋不作につき城下米屋へ他国米買込みを奨励する〔堀川町御触帳〕。
- 3- 広島藩、拝借米銀の返済を猶予し、難澁者の救済策を講ずる〔中野・野間家文書〕。
- 4- 元文 5 年の尾道町問屋掟を改める〔尾道市史〕。
- 6-24 佐伯郡大野村百姓、隣村庄屋等の内済に不満を持ち箱訴に及ぶ〔大野・大頭神社文書〕。
- 7-16 安芸郡海田市火災。町家 140 軒（竈数 163 軒）を焼く〔恭昭公済美録 33〕。
- 7-18 広島一本木鼻から牛田村へ定渡船始まる〔事蹟緒鑑 31〕。
- 7-26 佐伯郡草津村大火、町家 309 軒(375 竈)、寺 2 焼失〔恭昭公済美録 32〕。
- 8- 3 福山領内で、雨乞い祈祷執行〔加藤氏諸控〕。
- 8- 幕府、諸国天領に年貢入用等の勘定帳に惣百姓の印形を取置くべきことを触れる〔箱田・細川家文書〕。
- 8- 安芸郡割庄屋、7 月の海田市出火の際村々から指出させた余火消夫 109 人を郡夫に願う〔中野・野間家文書〕。
- 9-12 広島藩、町医星野良悦に刑死人の解剖を許可する〔事蹟緒鑑 18〕。
- 10- 広島藩、他国の相場会所帳合商いに携わる者を取り締まる〔堀川町御触帳〕。
- 11- 福山藩、幕府の公事方定書を基準にして御仕置定式 86 か条を定める〔岡山・下宮家文書〕。
- 11- 福山藩、福山米相場の高値を戒め、大阪米相場に準ずるよう命じる〔阿部家文書〕。
- 12-12 福山藩、新蔵前元締役所において袖乞・飢人 1 人につき米 1 升・銀 1 分ずつ施与す

る、その人数 2577 人〔阿部家文書〕。

12- 阿部正倫、郡代官および手代に治政上の心得を与える〔阿部家文書〕。

12- 阿部正倫、藩財政逼迫のため勤方に趣法を立て、節儉の効を求める書付を出す〔阿部家文書〕。

12- 福山藩、難渋村々救方を実施する〔阿部家文書〕。

12- 福山藩、村々普請に際し、御内目付下役と十人目付を立会わせる〔阿部家文書〕。

12- 福山藩、領民に身を修め神仏崇敬・祈祷供養をすすめる〔阿部家文書〕。

12- 福山藩、領内の 80 歳以上の老人・孝行人を表彰する〔阿部家文書〕。

この年、浅野重晟、天守閣修復願いを幕府に提出〔恭昭公済美録 32〕。

この年、尾道の勝島惟徳家訓『垂裕嘉言』出版される〔近世 1〕。

この年、末田稲麿、安芸国から初めて本居宣長に入門する〔近世 2〕。

1791 寛政 3 辛亥

1-17 広島藩、領内に孝子・奇特者の事蹟を徴する〔広島市史 2〕。

1- 広島藩、村々で漉いた紙の大坂等他国への抜売りを取り締まる〔江田島・久枝家文書〕。

1- 阿部正倫、難渋村の再建趣法を申し付ける〔阿部家文書〕。

1- 福山藩、百姓が商人となることを厳禁する〔阿部家文書〕。

1- 福山藩、年貢米上納につき、これまでの早米セリ立を止め、早中晩田とも十分に熟した上で上納するよう改める〔阿部家文書〕。

1- 福山藩、目安箱へ無名無印の訴状投入を禁止する〔阿部家文書〕。

1- 福山藩、「民政教書」を出す〔田島・武田家「民政教書」〕。

1- 福山藩、獵師が平地・海辺にて鳥殺生することを禁じる〔福山文学〕。

1- 福山藩、左義長の際の喧嘩口論を戒める〔阿部家文書〕。

1- 福山藩、郡村に武芸・謡・乱舞・碁・将棋・花・茶道・遊芸等の師匠、あるいは浄瑠璃かたり・役者を留置くことを厳禁する〔阿部家文書〕。

1- 福山藩、郡村百姓が鼈甲・水牛・象牙・銀製の櫛笄を使用することを厳禁する〔阿部家文書〕。

1- 福山藩、郡村百姓の衣類について絹布の着用を厳禁し、婚姻・祝儀・氏宮祭礼・葬式にもその着用を禁止する〔阿部家文書〕。

2- 福山藩、32 項目にわたる行政監察を命じ、さらに 17 か条の政事向き一般に関する勤務心得を家中に出す〔阿部家文書〕。

2- 阿部正倫、大坂五軒屋（油屋・泉屋・大庭屋・助松屋・米屋）を蔵元に委任し、勝手向一式を引受けるよう依頼する〔阿部家文書〕。

2- 福山藩、町人・その下女等、絹布の着用を厳禁する〔阿部家文書〕。

3- 阿部正倫、勝手向の再建趣法のため家中へ格別の節儉を求める〔阿部家文書〕。

4- 4 広島藩、60 人組支配足軽・浮組先手足軽の武芸奨励のため、勘定奉行が 2 年に 1 度

ずつ見分し、格別の者に銀子を与えることとする〔事蹟緒鑑 46〕。

4- 広島藩、広島川口入津差留め中の、郡中での他国米売買を禁じる〔草津・小泉家「御触帳」〕。

4- 広島藩、東本願寺派寺院・門徒の改宗・改派を更に1か年禁止〔江田島・久枝家文書〕。

6-29 大瀛、高宮郡下中野村勝円寺の住職となる〔勝円寺文書〕。

この夏、長雨のため安芸郡温品・中山・府中・矢賀各村で麦・木綿など不作〔江田島・久枝家文書〕。

8-22 広島藩、藩主馬標の図そのほか藩士の背幟の標図類の販売を禁止する〔広島市史 2〕。

9-18 広島藩、社寺への夜間参詣の禁を緩和〔堀川町御触帳〕。

9- 広島藩、儉約令をさらに厳しくする〔堀川町御触帳〕。

11-12 広島藩、小禄の者の役付に足米制を設ける〔恭昭公済美録 34〕。

11- 広島藩、質物受引の利息を1歩3朱に利下げするよう申し渡す〔堀川町御触帳〕。

11- 福山藩、休株酒屋・出店酒屋の受売商事を許可する〔鞆・中村家日記〕。

11- 広島藩、教訓「道しるべ」を郡中に下げ渡す〔江田島・久枝家〔郡中諸控覚書〕〕。

12- 9 深津郡坪生村百姓 11 人、庄屋役のことにつき屯集し箱訴する〔市・土屋家文書〕。

12-22 広島藩、広島町組・新開馬方の無作法を取り締まる〔堀川町御触帳〕。

この年、鞆港に波止が築造される〔鞆津申渡并書上類控〕。

この年、福山藩、大庄屋制を復活〔市・土屋家「御役用日記」〕。

この年、安芸郡府中村の惣社・八幡社の相論に裁許、八幡社が多家神社・たけり神社などと唱えることを停止〔大己豊前諸書附写〕。

この年、忠海出身の儒者平賀中南、「春秋集箋」脱稿〔竹原市史 1〕。

この年、広島藩、富籤興行を禁止〔尾道市史 2〕。

1792 寛政 4 壬子②

1- 広島藩、広島に乳母奉公人ならびに産子世話やき宿を設け定法をつくる〔事蹟緒鑑 31〕。

2- 福山藩、弘道館教育の振興を令する〔阿部家文書〕。

閏 2-22 広島藩、米価高値のため米商に他国米買入れを奨励し、また貯米 200 石の払下げを行い米価の調節をはかる〔広島市史 2〕。

3- 安芸郡庄山田村新開土手完成。江田島新開工事、用材不足のため遅延〔江田島・久枝家文書〕。

5- 広島藩、菜種・綿実は定め通りの、撰・河・泉の油締場所へ売よう達する〔中野・野間家文書〕。

6- 尾道町奉行所、質商の心得書を令す〔十四日町年誌〕。

7-10 広島藩、孝子・奇特者の行状書を幕府に献上〔広島市史 2〕。

8- 5 広島荒神町出火、105 軒(201 竈)焼失〔恭昭公済美録 35〕。

8-16 香川南浜没(59)〔芸備碑文集〕。

- 8- 広島藩，駒井白水を修業堂教授に任ず〔近世2〕。
- 10-11 阿部正倫，家中一統へ守札を下渡す〔福山・福田家日記〕。
- 10-23 広島藩，武器武具類の他国移出を禁止する〔堀川町御触帳〕。
- 10-25 広島藩，家中押米借銀の返済につき，8朱に利下げ5か年賦返済を申し渡す〔堀川町御触帳〕。
- 11- 福山藩，鞆町において，取締役の町番所出張勤務を申し渡す〔鞆・中村家日記〕。
- 12- 4 広島藩，異国船渡来警固のため軍備を整える〔温徳公済美録16〕。
- 12- 広島藩，沖瀉での磯もの・貝掘取りのことに関し条目を定める〔草津・小泉家文書〕。
- この年**，福山藩，菅茶山らに5人扶持を与える〔福山市史〕。

1793 寛政5 癸丑

- 2- 4 頼春風，竹原書院を開く〔竹原市史1〕。
- 2- 福山藩，家中に学問諸芸に励むよう申し渡す〔阿部家文書〕。
- 4- 9 広島町組に龍吐水6挺を設置〔広島市史2〕。
- 4- 幕府代官，天領村々に年貢・村入用の別立納及び宗門改めの等閑を戒める〔箱田・細川家「御触書写」〕。
- 4- 福山藩，弘道館教育の振興を令する〔阿部家文書〕。
- 5- 福山藩，平均検見施行につき，郡方役人に対し厳重に村方差出諸帳面を調べるように申し渡す〔寛政年中福山藩御触書集〕。
- 5- 福山藩，郡中村々での博奕・賭事及び他所者・無宗門者の滞留を禁止する〔寛政年中福山藩御触書集〕。
- 7-11 広島城天守閣修復工事完了〔事蹟緒鑑〕。
- 8-15 橋本知義病没（56）〔芸備先哲伝〕。
- 8-17 広島藩，星野良悦に木製人骨製作の功により賞賜を与える〔広島市史2〕。
- 8- 福山藩，庄屋役人が小百姓に高利貸すること，及び小百姓の銀納未納分を米で立替えることを禁じる〔寛政年中福山藩御触書集〕。
- 8- 福山藩，田地拔売り・草稻・草麦の売買を年貢上納の後も厳禁する〔寛政年中福山藩御触書集〕。
- 10-21 剣術師範多田紀久没（70）〔広島市史2〕。
- この年**，鞆町に敬重銀の制度始まる〔沼名前神社文書〕。
- この年**，福山藩，郡中に綿運上所を増設する〔藩庁日記〕。
- この年**，星野良悦，自製の木製人骨を江戸に持参し，杉田玄白・大槻玄沢に見せ激賞される〔芸備医志〕。
- この年**，広島藩，「事蹟緒鑑」を編修する〔近世2〕。

1794 寛政6 甲寅⑪

- 1- 広島藩, 幕府の探索により抜売りの嫌疑を受け大坂へ招喚される者が藩内にあるため, 油稼の者に心得違いのないように達する〔海田町役場文書〕。
 - 2- 海田市周辺で病気まじないと唱えて徘徊する異形の者へ群集することを禁止する〔中野・野間家文書〕。
 - 3-21 広島藩, 新開組唐物改問屋を廃し, その業務は町組唐物改問屋で行わせる〔広島市史 2〕。
 - 4-25 広島藩, 城下薬風呂開業許可の手続を厳重にする〔広島市史 2〕。
 - 4- 広島藩, 虚無僧・山伏・医師などの審査を厳重にする〔江田島・久枝家文書〕。
 - 5- 幕府代官, 天領村々での, 流富興行・別流・異流宗門の勧誘を禁じる〔箱田・細川家「御廻状写」〕。
 - 7- 幕府代官, 備後天領に対し, 早魃につき早急に秋蒔対策を申し付ける〔箱田・細川家「御廻状写」〕。
 - 8~ 9 福山藩, この年より検見仕法を古法に改めるため, 詳細な定書を代官等に申し渡す〔郷中覚書〕。
 - 9- 広島藩, 本年の酒造量を天明 6 年以前の 3 分の 2 に減少させる〔中野・野間家文書〕。
 - 10- 広島堀川町に貯米蔵を設ける〔知新集 3〕。
 - 10- 幕府代官, 備後国天領に対し, 村迫放者の帰住を禁じ隠置者を戒める〔箱田・細川家「御廻状写」〕。
 - 12- 中津藩, 社人・寺院の年貢御用の匍略になることを糺す〔福山・福田家文書〕。
 - 12- 広島藩, 郡中村々に茶・楮・漆等の植付を奨励〔江田島・久枝家文書〕。
 - 12- 中津藩, 社人・寺院が死亡した難渋百姓を引導読経もせず埋葬させることを糺す〔福山・藤井家文書〕。
- この冬, 長沢蘆雪, 「宮島八景図」を描く〔保田氏蔵〕。
- この年, 福山藩, 新田検地実施〔検地帳〕。
- この年, 大瀛, 沼田郡楠木村に学寮苜園社を開く〔近世 2〕。
- この頃, 鞆港に異国船取調べの番所を設ける〔沼隈郡誌〕。

1795 寛政 7 乙卯

- 3-25 広島藩, 他国商船荷物の引請規定を改訂し, 株問屋以外にも穀類の取引を許す〔幕府触書〕。
 - 5-15 広島藩, 吟味屋敷内に新囲を造り, 入牢者の作業場とする〔村上家乗 19〕。
- この年, 福山藩, 御林・野山・小林における盗伐に対する処罰規定を定める〔松永市本郷町史稿〕。

1796 寛政 8 丙辰

- 3-16 広島藩, 戻米, 知行免 4 つ物成を申し付ける〔事蹟緒鑑 51〕。

3- 幕府代官、備後天領村々に困米として稗の貯穀を奨める〔箱田・細川家文書〕。

3- 安芸郡倉橋島室尾浦 101 軒焼失〔江田島・久枝家文書〕。

この春、沖手浦島に熱病流行〔江田島・久枝家文書〕。

6-5 豪雨・洪水、広島領の堤防決壊 4 万 3700 余間、落橋 658、田畑損毛 13 万 1433 石余、流失全壊家屋 1770 軒、損家 5512 軒、死者 169 人〔恭昭公濟美録 39〕。この洪水により広島観音村沖新開のうち高瀬開の堤防決壊して 2 池を生じ、広島藩これを捕魚禁制池とする〔知新集 8〕。

6-8 広島藩、厳島神社で水難除息の祈祷を行わせ、その神符を各町に 1 枚ずつ配布させる〔広島市史 2〕。

6- 厳島管弦祭御供船を出すことを停止〔広島市史 2〕。

7-17 広島藩、儉約令を發布〔恭昭公濟美録 39〕。

7- 安芸郡戸坂村他 5 か村、この度の洪水により本年の社倉麦差出不能となり、当年貸居えを願う〔海田町役場文書〕。

9- 幕府代官、備後国天領村々に年貢米銀皆済前の運賃・郡中割等の諸費節減を申し渡す〔箱田・細川家文書〕。

9- 広島藩、困糶詰替えのため古糶を村々に下げ渡す〔江田島・久枝家文書〕。

11-5 浅野重晟、夏の洪水における水難者追弔法会を国泰寺で行わせる〔広島市史 2〕。

11-18 勤皇家唐崎常陸介、竹原で自刃（60）〔芸備先哲伝〕。

この年、広島藩、「上古事蹟緒鑑」を編集する〔近世 2〕。

この年、田植草紙『苅田村本御歌惣志』刊行される〔近世 2〕。

この年、深津郡千田村の荒木市郎兵衛らによる宝講始まる〔福山市史〕。

1797 寛政 9 丁巳⑦

1- 福山藩、菅茶山の私塾を藩の郷校とし、廉塾と称する〔近世 2〕。

3-21 広島藩、城下の西端往還筋を普請方所管から新開方所管に移す。また広瀬村土手外の道路を新開方所管に、同村土手外以西、己斐橋以東の道路を普請方の所管に移す〔広島市史 2〕。

3- 中津藩、無願の地目変更を厳しく戒める〔在中御触書抜〕。

3- 「芸備孝義伝」初編（9 卷 9 冊）成る〔広島市史 2〕。

6-12 広島藩、東は猿猴橋町から愛宕町、西は堺町三丁目から天満町の間旅人一夜宿の営業を認め、定法を申し渡す〔広島市史 2〕。

7- 福山藩、諸職人の怠惰・我儘を戒める〔山手・三谷家「御用状留帳」〕。

閏 7-17 世羅郡宇賀村百姓、村役人の不正を訴え一揆を起こす〔村上家乗 21〕。

8-26 広島藩、洪水の際の防水・助船条目を改める〔広島市史 2〕。

9- 広島藩、本年 8 月以前に関する金銀出入は受理しないことを申し渡す〔事蹟緒鑑 48〕。

10- 福山藩、家中・町方・郡中へ儉約令を出す〔寛政年中福山藩御触書集〕。

- 10- 香川将監没 (77)「芸備先哲伝」。
 - 11- 幕府代官、備後国天領村々へ石代相場として、三分一銀納は石 68 匁 8 分 6 厘 7 毛、十分一銀納は石 64 匁 8 分 5 厘 9 毛、願石代は石 65 匁 1 分 1 厘 7 毛と申し渡す〔箱田・細川家「御廻状留」〕。
 - 11- 福山藩、郡中年中行事（祭礼・荒神社神楽・嫁取・賀取・法事等）執行の節、料理等につき質素儉約を命じる〔寛政年中福山藩御触書集〕。
 - 11- 福山藩、郡中村々での荒神講・念仏講・大師講以外の行者講・金比羅講・地藏講等を禁止する〔寛政年中福山藩御触書集〕。
 - 11- 福山藩、在中左義長を禁止する（寛政年中福山藩御触書集）。
- この頃**、岡岷山、「都志見往来日記并諸勝図」を画く〔近世 2〕。

1798 寛政 10 戊午

- 1- 橋本稲彦、18 歳で本居宣長に入門〔近世 2〕。
 - 2- 広島藩、諸秤のうち神善四郎秤を使用するよう嚴重に申し渡す〔堀川町覚書〕。
 - 3- 広島船持仲間の申し合わせにより、船から人が上陸するのは本川筋に限るべきことを触れ示す〔江田島・久枝家「御用留帳」〕。
 - 4- 6 広島藩、相場会所における帳合商いの禁止を解く〔堀川町御触帳〕。
 - 4-28 広島城下の酒屋株仲間、城下付近で新たに酒造業を営むことの禁止を請う〔広島市史 2〕。
 - 4- 幕府代官、備後国天領村々に、貸借金融の滞りを戒め、年貢銀納方の皆済を厳しく申し付ける〔箱田・細川家「御触書写」〕。
 - 5- 大瀛、学林知洞の三業帰命説に対し、一心帰命説を主張し、学林に「十六問答書」を提出する〔近世 2〕。
 - 6-26 御家流の書家吉川揮雲没〔広島市史 2〕。
 - 7- 9 広島水主町出火、船頭水主屋敷 216 軒焼失〔恭昭公済美録 41〕。
 - 7-26 安芸郡仁保島大河浦出火、家数 132 軒(144 竈)焼失〔恭昭公済美録 41〕。
 - 8-16 広島藩、綿実の大坂積み登せは地船に限り他国船によることを禁止する〔堀川町御触帳〕。
 - 9- 広島藩、抜紙・楮の取り締まりを厳しくする〔堀川町覚書〕。
 - 10- 広島藩、油御用所を城下鷹匠町・安芸郡上瀬野村・高宮郡狩留家村に設置〔御用油絞一件控〕。
- この年**、広島藩、足子引高制を廃止する〔近世 1〕。

1799 寛政 11 己未

- 8-21 浅野重晟致仕、斉賢襲封〔恭昭公済美録 42〕。
- 11-23 広島の高義学派の創始者山口西里没 (61)〔芸備先哲伝〕。その子山口西園、私塾敬

業堂を開く〔広島市史 2〕。

12-7 広島藩，城下諸船取り締まりの法規を令す〔広島市史 3〕。

12- 三次郡鑪取止めにつき御役所へ清算する〔郡鉄元締平蔵控〕。

この年，広島藩，賀茂郡下市村に御定問屋を公認〔竹原下市覚書〕。

この年，備後府中郷学楽群館創立〔近世 2〕。

この年，御本山豊講が結成される〔近世 2〕。

この年，深津郡市村で宝講始まる〔福山市史〕。

1800 寛政 12 庚申④

閏 4-13 広島藩，他国商人からの穀類買受けは株問屋に限ることに改める〔藩府触書〕。

9-5 頼山陽，広島藩を脱藩する〔梅颯日記〕。

10-9 広島藩，藩家の系譜ならびに藩政の沿革の編纂を行うことに決定〔恭昭公済美録 43〕。

12-12 豊田郡瀬戸田島垂水村百姓，徒党して村経費の不正を三原に出訴〔事蹟緒鑑 27〕。

この年，広島藩，堺町四丁目の民家を買上げ城下西の用意宿を設ける〔知新集 6〕。

この年，広島藩，鉄山格式を令する〔近世 1〕。

この年，久井屋喜三郎，伊予より砂糖黍の苗を取り寄せて試植する〔近世 2〕。

この年，『東洞先生遺稿』刊行〔芸備医志〕。

この年，賀茂郡広村と仁方村との間に山論起こり，文化 13 年に解決〔手島氏系図〕。

1801 享和 1(2.5) 辛酉

3- 広島藩，村方經理に疑念の風聞が起きないように布達する〔中野・野間家文書〕。

3- 安芸郡番組，割庄屋に郡中の手絞りの油屋，水車で油絞りを行わないよう達する〔海田町役場文書〕。

この春・夏，ハシカ流行〔天祐公済美録 17〕。

5- 福山藩，家中手馬持奨励のため年賦拝借金を申し付ける〔阿部家文書〕。

5- 芸轍，大瀛の「浄土真宗金剛鉈」を，『横超直道金剛鉈』の名で出版〔本願寺史〕。

6-22 平家琵琶師検校荻野和一名古屋で没(71)〔芸備先哲伝〕。

6- 広島藩，藩主通行の際，人払いに及ばない旨を触れ出す〔天祐公済美録〕。

6- 広島藩，寺院の堂舎の建築，土地買入・借入，墓地拡張に関する規定を出す〔広島市史 3〕。

7-12 広島藩，幕府から美濃・尾張・伊勢 3 か国の川普請，熱田・桑名渡海普請手伝の公役を受け，町・郡に御用銀を課す〔天祐公済美録 17〕。

10-4 佐伯郡大野・口谷尻村，村役人の不正等により騒動，首謀者追放〔大野町誌〕。

10-10 広島藩，米の卸売買は必ず株仲買を介して行うべきことを令す〔堀川町御触帳〕。

10-17 岩国吉川家と広島藩家老上田主水知行所の境界争論妥結〔天祐公済美録 17〕。

10- 広島藩，来年から向こう 5 か年間格別の儉約を命じ，郡中村々の諸普請・寺社普請等

を差控えるよう触出す〔中野・野間家文書〕。

12-29 広島藩，城下奉公人宿請の条目を定める〔広島市史 3〕。

この年，広島藩，猿猴橋町に民家を買上げ東の用意宿とする〔知新集 2〕。

この年，幽居中の頼山陽，「日本外史」起稿〔梅颯日記〕。

この年，『芸備孝義伝』初編（9 巻）京都の瑤芳堂から刊行される〔近世 2〕。

この年，広島領 8 郡惣代，本山の決めた『横超直道金剛鉢』の絶版取り消しを求める〔蓮教寺文書〕。

この年，菅茶山，福山藩の儒官に任ぜられ，福山弘道館で講釈を行う〔近世 2〕。

1802 享和 2 壬戌

2-13 広島藩，宮島富鬮興行を許可，札 6000 余枚に制限〔村上家乗 26〕。

3- 1 星野良悦没(49)〔芸備先哲伝〕。

5-17~18 福山領，草戸川出水 1 丈 2 尺，領内水入損毛高 2 万 208 石余，砂入 1353 石 5 斗余その他畑損〔政用新故之事〕。

5-28 賀茂郡代官，大雨で堤が切れた竹原塩浜の汐留普請のため 26 軒の浜に銀を貸下げる。返上は文化 4 年より 100 年賦とする〔竹原塩田誌〕。

5-28 大雨・洪水，賀茂郡下市・下野村等の被害甚大〔春風所寄〕。

5- 中津藩，忠孝・儉約・徒党禁止等の幕令を領民心得として高札に掲げる〔神石郡誌〕。

5- 福山草戸川洪水〔政用新故之事〕。

12- 鞆漁民と備中国真鍋島漁民との争い調停成立〔備中真鍋島の史料〕。

この年，広島藩，家中より借知，知行免 3 つを申し渡す〔事蹟緒鑑 51〕。

この年，芸防両国境の木野川の大普請を断行し，佐伯郡大竹村と周防国和木村の磯分けが行われる〔郷邑記〕。

この年，林群左衛門，出雲国から藍種「キッコウ」種を伝える〔明治 24 年農事調査書〕。

この年，倉橋島本浦宮野浜に造船用の船渠が築造される〔近世 2〕。

1803 享和 3 癸亥①

3- 6 広島江波南蛮榎居替普請行われる〔天祐公済美録 19〕。

5- 2 麻疹流行，広島藩，医師の療養を督励する。藩主・前藩主，三の丸稻荷社において祈祷を命じ，神札を家中・町新開・郡村に配布する〔天祐公済美録 19〕。

6- 1 広島藩，真宗寺院に法儀不穩の情勢あるため戒告する〔堀川町御触帳〕。

6- 大瀛，西本願寺学林智洞と京都で宗論する〔近世 2〕。

7- 1 広島藩，家中へ 1 つ成戻し，知行免 4 つ物成を申し付ける〔事蹟緒鑑 51〕。

9- 5 広島藩，古手屋仲間に不正の申し合わせを戒める〔堀川町御触帳〕。

10- 5 阿部正倫致仕，正精襲封〔阿部家系〕。

この年，勝島惟恭，「芸備風土記」を編集する〔近世 2〕。

1804 文化 1(2.11) 甲子

2- 大瀛, 江戸の寺社奉行の許で西本願寺学林僧侶智洞と宗論する〔本願寺史〕。

5- 4 大瀛江戸で没(45)〔芸備先哲伝〕。

6-11~13 長雨・洪水・広島領の田畑損毛 3 万 3835 石余, 流失倒壊家屋 91 軒, 損家 879 軒〔天祐公済美録 20〕。

6-29 広島藩, 家中諸士の旧記類を提出させる〔天祐公済美録 20〕。

8-29~30 暴風雨・洪水, 広島領の田畑損毛 2 万 6986 石 5 斗余, 流失倒壊家屋 1906 軒, 損家 1 万 105 軒, 死者 8 人〔天祐公済美録 20〕。

12- 福山藩, 石州借用銀(上下銀)皆済の上, その利銀による永年趣法の発起を聞き届ける〔義倉一件帳〕。

この年, 広島西地方町柴屋武助, 同町大小路雁木から対岸の木挽町に至る本川賃銭渡船を始める〔知新集 8〕。

この年, 浅野齐賢国郡志改修を志し, 頼杏坪にその任を命じる〔芸藩通志, 序〕。

この年, 広島藩, 医学所を設ける〔近世 2〕。

この年, 僧叡の弘願助正説をめぐり, 芸轍の間で論争する〔近世 2〕。

この年, 馬屋原重帯「西備名区」本編草稿(23 卷)完成〔近世 2〕。

1805 文化 2 乙丑⑧

1- 幕府代官, 備後国天領安那郡芦原村・粟根村・西中条村・箱田村に対し, 諸帳簿・諸願書等の差し出しを促す〔箱田・細川家「御廻状留」〕。

2- 幕府代官, 備後国天領村々に対し, 年貢銀納方不納につき吟味役人を派遣する〔箱田・細川家「御廻状留」〕。

2- 幕府代官, 備後国天領安那郡芦原村・粟根村・西中条村・箱田村に対し, 天明 5 年から享和 3 年までの 19 年分の年貢割付と寛政 6 年から享和 3 年までの 9 年分年貢皆済目録を 3 月末までに提出させる〔箱田・細川家「御廻状留」〕。

4- 幕府代官, 備後国天領安那郡矢川村・三谷村・東中条村・芦原村・箱田村に対し, 年貢銀皆済を督促する〔箱田・細川家「御廻状留」〕。

7- 7 広島藩, 真宗西本願寺門徒宗意惑乱につき家中および郡中村々に心得違いを戒める〔事蹟緒鑑 42〕。

7- 広島藩, 佐伯郡佐方村御鷹野に地鳥見役を置き, その心得条々を出す〔廿日市町役場文書〕。

8-21 阿部正倫没(61)〔阿部家伝〕。

9- 巖島富鬮札 6 万枚発行〔村上家乗 20〕。

この年, 竹原塩田で石炭焚きを採用〔竹原市史 2〕。

この年, 福山藩, 鞆町に綿運上所を設ける〔鞆・中村家日記〕。

この年、福山義倉設立される〔義倉録〕。

この年、阿部正精、菅茶山らに領内の地誌の編修を命じる〔福山志料啓書〕。

1806 文化3 丙寅

1-24 頼杏坪、広島藩の政事顧問となる〔天祐公済美録 22〕。

2-22 広島金屋町出火、町家 107 軒(223 竈) 焼失〔天祐公済美録 22〕。

この春、伊能忠敬ら測量方一行浦島廻浦測量を実施〔御手洗・庄屋手控〕。

7-1 広島藩、家中難渋につき無利年賦返済の貸銀を行う〔事蹟緒鑑 51〕。

8-25~ 9-12 御手洗町にて長門萩下り歌舞伎中村梅吉座芝居興行〔御手洗町用覚〕。

11-3 画家岡岷山没(73)〔芸備先哲伝〕。

11- 西本願寺法主光摂、法義の統一を宣言、安芸学侶・門徒勝利し、三業惑乱に終止符をうつ〔本願寺史〕。

12- 中津藩、助郷銀勘定立ての規定を定める〔神石郡誌〕。

この年、沼田郡楠木村百姓岩部幸助、藍の良種丸葉を阿波から伝える〔明治 24 年農事調査書 1〕。

この年、佐伯郡油見村新開築調〔大竹市史〕。

この年、『芸備孝義伝』2 編(7 巻)、瑤芳堂から出版される〔近世 2〕。

この年、尾道町の浄土寺方丈の庭完成〔近世 2〕。

この年、福山藩、福山誠之館に国学寮を設置し、国学者小寺清之を招く〔誠之館一件帳〕。

この頃、三次に伝わる妖怪譚を実録物にした『稲生物怪録』刊行される〔近世 2〕。

1807 文化4 丁卯

2- 福山藩、浪人風の者等を村内に留め置くことを禁じる〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

3-25 広島藩、文武奨励の触を出す〔天祐公済美録 23〕。

この春、豊田郡能地村百姓騒ぎ立つ〔事蹟緒鑑 41〕。

4-5 広島城三の丸稲荷社で、前藩主・藩主の命により火災除けの祈祷あり、家中末々まで札 1 枚ずつを配布する〔恭昭公済美録 50〕。

4-17 巖島の楽人を広島城中に招き、催馬楽の謡物および管絃を催す〔恭昭公済美録 50〕。

4-23 広島白神六丁目出火、侍屋敷 9 軒、扶持人家 6 軒、寺 2、社 1、蔵 9、町家 143 軒、(339 竈) 焼失〔天祐公済美録 23〕。

7- 福山藩、昼表出荷滞りにつき当年限り口留期間中の古藺織立売買を許す〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

9- 上田家村方役所、佐伯郡知行所村々に対し、諸材木・板割物等の広島抜売買を禁じる〔宮内村旧記帳〕。

9- 佐伯郡宮内村、村民難渋につき腰林山材木の一括買い上げを、知行主上田家村方役所へ求め、同役所これを許可する〔宮内村旧記帳〕。

9- 福山藩、西本願寺使僧が領内の一派寺別に巡回するに際し、門徒百姓の不敬をあらかじめ戒める〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

10- 尾道町年寄、切銀・すれ銀等を町方へ廻すことを禁止し、問屋座で引替えるよう触れる〔十四日町年誌〕。

この年、広島川田村甚兵衛開・栄作開等の地詰を行う〔知新集8〕。

この年、広島藩、俵物集荷を藩の責任による役場引請制とする〔竹原市史1〕。

この年、広島泉水下屋敷一之池に、牛田村清水谷から竹樋を架設し、流水を通ずる設備をする〔広島市史3〕。

1808 文化5 戊辰⑥

2-27 ロシア船来航のことあり、広島藩、江戸廻米高を1年2500石から4065石に増加する〔事蹟緒鑑51〕。

2- 郡役所、竹原塩浜の燃料用薪の他所売積出しを許可する〔竹原塩田誌〕。

2- 福山藩、領内に「孝義録」続編作成のため善行者の行状等を書出すよう下達する〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

4- 阿部正精、家中人気不隠につき取計方注進を命じる〔岡山・下宮家文書〕。

5- 福山藩、藩有林下渡しの際、不測の取計いなきよう戒める〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

5- 福山藩、御用木伐出しの際、立木真シ折・中折損シ木を集め足洗と称して村々百姓が取ることを禁じる〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

7- 安芸郡船越村の松石新開築成〔船越誌〕。

この夏、太田全斎、『韓非子翼叢』を刊行〔芸備先哲伝〕。

8-8 広島藩、沼田郡西山本村の涌湯に士民の入湯を許可〔広島市史3〕。

11- 沼隈郡鞆町において、鞆町廻船定書がつくられる〔鞆・澤村家文書〕。

12-27 宗箇流5代目野村休夢没〔芸備先哲伝〕。

この年、土生玄積、江戸で広島藩主の女を治療する〔近世2〕。

1809 文化6 己巳

1- 広島藩年寄堀江典膳、「戒備余論」1冊を著わし藩主に献上〔広島市史3〕。

2- 幕府代官、備後国天領村々に対し、禁制の富に紛らわしき夜商いを禁じる〔箱田・細川家「御廻状写」〕。

2- 菅茶山ら、「福山志料」(35巻)完成し、藩主に上呈する。3月藩主正精一本を幕府に献上する〔近世2〕。

3- 広島藩、往還並木整備につき、並木植松285本を代銀57匁で、佐伯郡宮内村に下渡す〔宮内村旧記帳〕。

4-22 広島藩、幕府より関東川筋普請の公役を受ける〔恭昭公済美録52〕。

- 5- 尾道町灰屋吉兵衛，広島藩の関東川筋普請料として寸志銀 100 貫を差し出す〔十四日町年誌〕。
- 6-15 国学者橋本稻彦大坂に没（29）〔芸備先哲伝〕。
- 6-21 安芸郡牛田村から泉水一之池への水掛りを廃止〔恭昭公済美録 51〕。
- 7- 1 広島藩，公役につき家中借知・知行免 3 つ物成を申し渡す〔恭昭公済美録 52〕。
- 7-21 広島藩，吟味役串田弥助に水時計の仕掛を命じ，藩主斉賢観覧する〔恭昭公済美録 52〕。
- 7-29 広島藩，郡廻りに宗旨改兼役を命じ，宗旨鉄砲改奉行を廃止する〔天祐公済美録 25〕。
- 8- 8 広島藩，武士の風俗が柔弱に墮するを戒める〔天祐公済美録 25〕。
- 8- 広島藩，郡中村々に「農家益」を配布する〔中野・野間家文書〕。
- 9- 1 広島町・新開に火消夫 6 組を編成〔知新集 5〕。
- 11- 広島藩，城下取り締まりのため先手足軽の巡察に関する条目を定める〔知新集 5〕。
- 11- 安芸郡海田市から同郡仁保島へ移した皮楮請払所をふたたび海田市へ設置するようお願い出る〔中野・野間家文書〕。
- 12-17 広島藩，幕府に『芸備孝義伝』第 2 編・第 3 編を献上〔広島市史 3〕。
- この年**，広島藩，軍制に関する諸改革を行なう〔知新集 5〕。
- この年**，広島水主町御普請開の地詰実施〔知新集 8〕。
- この年**，広島古江村樽が崎新開築調〔草津・小泉家文書〕。
- この年**，賀茂郡阿賀村小倉新開築調〔呉市史〕。
- この年**，福山今町町人，私財を投じて川口番所～本橋間北側の船着場の石垣を築き替える〔佐藤家文書〕。

1810 文化 7 庚午

- 2- 佐伯郡宮内村，上田家村方役所に対し，村方の困窮者救済と川底せり高による洪水防止のため，川底の掘さらえを願う〔宮内村旧記帳〕。
- 4- 上田家御紙方，他国楮を買い上げ紙漉村に渡す〔小方・和田家文書〕。
- 4- 広島藩祖長政 200 回忌法要につき大赦を行う〔天祐公済美録 26〕。
- 5- 幕府代官，備後国天領村々に対し，博奕・大酒・喧嘩口論・証文ねだり等悪事を厳禁する〔箱田・細川家「御廻状写」〕。
- 6- 幕府代官，備後国天領村々に対し，諸入用惣勘定等のため，村役人の参集を命じる〔箱田・細川家文書〕。
- 6- 上田家御紙方，大坂商人の買いたたきを防ぐため，給地所村々の塵紙仲買からの，大坂の間屋さしかえの願いを認める〔小方・和田家文書〕。
- 7- 福山藩，村方諸入用の大割・村割区分仕法を定める〔戸手・信岡家「村要用記録」〕。
- 9- 備後国天領安那郡東中条村において，村方諸事心得に関する村法が定められる〔東中条・藤井家「村方申定書」〕。

11- 広島藩，大須賀村・明星院村堤防上の桃林ならびに白島三軒紺屋から九軒町までの堤上の桃林をことごとく新開方の所管に移す〔広島市史 3〕。

11- 鞆港の波止補修や港内堀さらえの経費念出のため「湊御普請趣法」を起こす〔鞆・中村家日記〕。

12-23 佐伯郡草津村出火，272 軒(319 竈) 焼失〔事蹟緒鑑 32〕。

この年，佐伯郡草津村中新開築成〔草津・小泉家文書〕。

この年，品治郡戸手村，「山林蕪趣法申合連判帳」を作製〔戸手・信岡家文書〕。

この年，安芸郡大屋村天崎新開築成〔呉市史〕。

この年，広島藩，朝鮮信使来日につき，領内村々に国役銀の割賦を申し付ける〔宮内村旧記帳〕。

この年，広島猫屋町住民，髪結所を辻店竈とすることを願い出て許される〔知新集 6〕。

この年，土生玄磧，將軍家斉の侍医に抜擢される〔近世 2〕。

1811 文化 8 辛未②

1- 福山藩，鞆港改修を幕府に出願，2 月に老中の許可を得て埠頭を築き港内を浚渫〔沼隈郡誌〕。

2-25 広島藩，抜板材木類商事の取り締まりを厳しくする〔堀川町御触帳〕。

閏 2-23 広島藩，海鼠・鮑類の密売買を行う者を取り締まる〔堀川町御触帳〕。

閏 2-27 郡方の発議により，新開方・普請方の役人ら集会し，広島江波島丸子新開築調の計画を進める〔事蹟緒鑑 32〕。

閏 2- 広島藩，郡中村々へ櫛苗の植付けを奨励〔鶴亭日記〕。

閏 2- 福山藩，村々庄屋の後役に引継ぐ村方諸帳面類につき 31 か条に列記して定める〔木之庄・岡本家文書〕。

閏 2- 流網普及で他網との争いが頻発するため，沼隈郡走島などの庄屋連名で流網の操業禁止地域を定める〔福山市史〕。

3-29 広島藩，古手屋仲間の不正の申し合わせを取り締まる〔堀川町御触帳〕。

この春，福山藩，松永に表市の開催と積出しを許可〔桑田家譜〕。

6-21 広島藩，城壕掘りさらえにつき幕府の許可を得る〔天祐公済美録 27〕。

6- 頼杏坪，広島藩に休浜取締規則の発布を進言〔春草堂秘録〕。

7- 9 広島藩，家中へ戻米，知行 4 つ免申し付ける〔事蹟緒鑑 51〕。

7- 広島藩，新たに楮畑の開墾を奨励する。また紙漉村に対しては，村内での請負い丸数を完納するよう命じ，他郡への頼み漉を禁止する〔芸藩志拾遺 6〕。

7- 広島藩，紙専売につき家老給知所に対し，他国に紙を売る際，同所の紙船が領内に繋船することや給知所外へ荷揚げすることを禁止する〔芸藩志拾遺 6〕。

8- 福山藩，新田畑の年貢等を緩めることにより開作を奨励する〔戸手・信岡家「永代村要用記録」〕。

8- 広島藩，佐伯郡村々に対し，往還並木松の手入れを命じる〔宮内村旧記帳〕。

この秋，広島藩，休浜取締規則を定める〔竹原塩田誌〕。

10- 広島藩，広島各町に狭紙株を許し，紙類の小売を行わせる〔広島市史 3〕。

この年，広島藩，賀茂郡仁方村の猫山を樫山にするよう命じる〔呉市史〕。

この年から翌年にかけて広島藩，広島城下・尾道・三原・宮島に油座を設置〔竹原市史〕。

1812 文化 9 壬申

1- 幕府代官，備後国天領村々に対し，荒地空地の場所へ蕎麦菜種を蒔きつけるよう奨励する〔箱田・細川家「御廻状写」〕。

2-5 浅野齊賢，前藩主重晟の古稀の祝賀として特赦を行う〔相田・横山家文書〕。

6- 幕府代官，備後国天領村々に対し，荒地起返り地検分のため 1 筆 1 筆の地所に立札を拵えさせる〔箱田・細川家「御廻状写」〕。

6- 三上郡是松村で地概しあり〔庄原・福場家文書〕。

7- 安芸郡海田市熊野神社神主，逗留中の京都吉田家神官の布教に対する近村真宗寺院の妨害を止めるよう願い出る〔海田市・熊野神社文書〕。

8-21 広島藩，三国屋 5 代目栄次郎に広島町人で初めて苗字帯刀を許す〔知新集 2〕。

8- 福山藩，百姓一味としての公事訴訟の際の町宿賄，また庄屋役人の役義不行届の出入の際の町宿賄は自賄とし，庄屋役人・組合のもの一統としての出入のときのみ町宿賄を村受と定める〔戸手・信岡家文書〕。

8- 安芸郡矢野村牡蠣浜で町方と村方の百姓 52 人騒動に及ぶ〔矢野町史〕。

9- 幕府代官，備後国天領村々に対し，高 100 石につき粃 1 斗 2 升宛の困粃を命じる〔箱田・細川家「御廻状写」〕。

12-17 安芸郡船越村新開，沼田郡江波丸子新開築調〔事蹟緒鑑 51〕。

この年，広島藩，唐物改問屋を廃し，白神一丁目脇本陣裏に唐物改所を設ける〔知新集 4〕。

この年，広島藩，諸郡村の割庄屋・庄屋等に対し，村々の産業開発・「村成り立方」に関する意見を求める〔吉川・竹内家文書〕。

この年，広島藩，高宮郡玖村に山方役所の出張所を設ける〔近世 2〕。

この年，三次・恵蘇両郡の藩営鉄山で摘発された不正事件により，鉄山の一部民営が認められる〔近世 2〕。

この年，広島川田村文四郎開等の地詰実施〔知新集 4〕。

この年，広島竹屋村平塚山代屋孫右衛門，藩府の許しを得て国泰寺沖の葭洲を開発して新田とする〔知新集 7〕。

この年，広島竹屋町中橋のあたりに製陶業始まる〔知新集 5〕。

この年，阿部正精，勇鷹神社を建立〔阿部神社由来記〕。

この年，栗田樗堂，『萍窓集』を刊行〔近世 2〕。

この年，菅茶山『黄葉夕陽村舎詩』を刊行〔近世 2〕。

この年、広島で神道家と真宗僧侶との争いあり、真宗僧侶処罰を受ける〔安芸国風俗一乱実録〕。

1813 文化 10 癸酉⑥

1- 広島藩、郡中頼母子取引につき、その紛争の多きを戒め、取引方を定める〔御手洗格別覚書帖〕。

2-27 広島藩、広島川口入津米差し留めの期間中に、領内で他国米の売買を再び厳禁する〔堀川町御触帳〕。

2- 傘屋万兵衛・釣燈屋七郎兵衛、傘用轆轤の製造をはじめめる〔広島市史 3〕。

3- 福山藩、藩財政逼迫のため家中へ厳しく儉約を命じる〔府中・延藤家「御用状書留」〕。

4- 福山藩、帆木綿改方を出す〔藤江・古志家文書〕。

5- 近年の浦島廻船々頭の不締まりを正すよう船持・船頭へ触れる〔矢野・宇都宮家「万覚帳」〕。

6-19 分郡多治米村、雷雨激しく農家 30 戸崩壊、2 人死亡〔市・土屋家日記〕。

6- 廿日市蓮教寺、芸州十四日講の再興を本願寺に願い出る〔蓮教寺文書〕。

11-17 広島藩、広島町組・新開におけるうどん・そば切の商事に関し取り締まりを命じる〔堀川町御触帳〕。

11-29 広島城下に下駄屋株 48 軒を定める〔高陽・落合文書〕。

閏 11-11 浅野重晟、広島城内で没〔天祐公済美録 29〕。

この年、広島藩、各代官の役宅を廃止して八丁馬場に郡御用屋敷を設ける〔広島市史 3〕。

この年、御調郡宇津戸村の丹下家・真継家から鋳物師の許状を受ける〔近世 2〕。

この年、「阿部家伝」編さんされる〔近世 2〕。

この年、広島藩、「国郡志」の改修につき、領内全村に下調帳の提出を命じる〔近世 2〕。

この年、北条霞亭、神辺を訪れ、菅茶山に請われて廉塾の都講となる〔福山市史〕。

1814 文化 11 甲戌

1-13 安芸郡仁保島向灘浦出火、209 軒(216 竈)焼失〔天祐公済美録 30〕。

1-23 御手洗碇泊のオランダ人若胡屋遊女・芸子と遊興〔御手洗町御触書類写控帳〕。

2-13 福山藩、福山町・鞆津および西国・石州・笠岡の各街道沿いの村々以外では揚酒（一杯酒）売りを禁止〔千田村御用状留帳〕。

2- 広島藩、郡中において町方役人の手先または目明しと称して権威がましい言動をなす者を取り締まる〔中野・野間家文書〕。

2- 広島藩、明年東照宮大祭礼につき、桜の馬場に桜を補植する〔中野・野間家文書〕。

3- 2 恵蘇郡東城に百姓一揆起こり、目附・足軽等が出て鎮める〔村上家乗後編 5〕。

4- 福山藩、干鯛商売繁昌策として、城下上府中町川本屋吉兵衛を新たに干鯛銀座役とし為替を取り扱わせる。また代銀払方を厳しく町在に命じる〔千田村御用状留帳〕。

- 5- 8 広島藩，郡中においてせり講など新規の講集会を禁止する〔中野・野間家文書〕。
- 5-29 福山藩，畳表・藺類の商売は来月4日まで，積出しは9日までと期限を定める〔千田村御用状留帳〕。
- 5- 広島藩，領内の浦々船持に対し，出帆手続き，大坂船宿の変更，他所米請積に関し，不正なきよう従前の船方作法の厳守を命じる〔中野・野間家文書〕。
- 6- 福山藩，他国産藍玉の城下入船の際番所改めを義務づける〔千田村御用状留帳〕。
- 6- 福山藩，在中からの花松伐出しを禁じる〔千田村御用状留帳〕。
- 7-12 京都町人近江屋伊左衛門ら，芸州飛脚取次所を始める〔事蹟緒鑑 28〕。
- 7- 広島藩，城下の傘用轆轤生産助成のため他地方からの移入を禁止する〔広島市史 3〕。
- 7- 旱天につき広島領の浦辺5郡申し合わせ，尾長天神で雨乞祈祷を行う〔中野・野間家文書〕。
- 7- 福山藩，鞆津祇園社にて御代参籠の上雨乞祈祷を執行させる〔千田村御用状留帳〕。
- 8- 福山藩，綿商人鑑札を下渡す〔千田村御用状留帳〕。
- 8- 佐伯郡宮内村と玖島村，野貝原山の野山入会権の帰属をめぐる山論に及ぶ〔廿日市町役場文書〕。
- 9- 4 安芸郡仁保島大河浦出火，130軒焼失〔天祐公済美録 30〕。
- 10-27 三次札場詰歩行，三次町方附にて兼帯となる〔事蹟緒鑑〕。
- 11- 安芸郡海田市，拝借銀の駅所利倍方運用方法について述べ，運用の許可を願う〔中野・野間家文書〕。
- 11- 福山藩，旱魃のため難渋百姓に救済金を与える〔千田村御用状留帳〕。
- 12- 6 広島藩，真宗西本願寺派の寺々上京をしばらく停止する〔中野・野間家文書〕。
- 12- 福山藩，大庄屋を郡中大割調役に任ずる〔金丸・天野家文書〕。
- この年，広島藩，賀茂郡阿賀村割庄屋宮尾彦五郎に野呂山の開地許可を与える〔呉市史〕。
- この年，三次町奉行鉄砲持改めを行う〔川下組組合諸控帳〕。
- この年，後藤夷臣，本居大平に入門する〔近世 2〕。
- この年，向島の天満屋治兵衛，浄土寺に露滴庵を寄進〔近世 2〕。

1815 文化 12 乙亥

- 1- 郡割減少のため安芸郡海田市の諸通行の際の入用人馬・諸入用の割・村割仕法を改め，新仕法を設ける〔船越・竹内家文書〕。
- 2- 福山藩，鞆の船作事を藩営とし，船場入用品の問屋口銭を禁じる〔鞆・中村家文書〕。
- 3- 広島藩，郡中での収賄，風俗の華美などにつき村方の風儀立直しを命ず〔菅・内海家文書〕。
- 4- 広島藩，高宮郡大林村根之谷川上流までの全面的な通船開削を計画する〔下町屋・野平家文書〕。
- 5- 広島藩，大坂置為替に関し札歩・下り歩を増しその利用を奨励する〔堀川町御触帳〕。

- 8- 福山藩，無作田の跡植等を今年限り許す〔金丸・天野家文書〕。
- 7- 豊田郡蒲刈三之瀬町百姓，村政に疑念を懐き割庄屋に出訴〔蒲刈三之瀬万覚書〕。
- 8- 広島藩，町方の米綿帳合商いに郡中の者の関与を禁止する〔田中家「諸御用留年誌録」〕。
- 9-16~17 尾長東照宮 200 年大祭礼を行う〔天祐公済美録 31〕。
- 9- 福山藩，手肥干鯛の売買を禁止する〔千田村御用状留帳〕。
- 10- 福山藩，無届の他国行・抜荷を戒め，廻船方定法を定める〔軀・澤村家文書〕。
- 12- 福山藩，郡中村々に郡方役筋の許可を得て札座銀借をするよう下達する〔千田村御用状留帳〕。

この年，安芸郡仁保島村向灘浦の漁民，朝鮮綿種を伝える〔近世 2〕。

この年，福山藩，新田検地実施〔領内検地帳〕。

この年，福山藩，沼隈郡西部 5 か村から出された尾道での三配表(畳表)販売願いを本年に限り許可する〔本郷・佐藤家文書〕。

1816 文化 13 丙子⑧

- 1- 福山藩，領内村々の普請願につき，普請期間は原則的に正月中旬から 3 月までとし，もし遅引しても 7・8 月中に完成するよう命じる〔金丸・天野家文書〕。
- 2-19 頼春水没(71)〔頼山陽全書〕。
- 2- 福山藩，綿運上銀を増額するとともに，各村役場で運上所の代行事務を行わせる〔藤江・古志家文書〕。
- 3-22 広島藩，木地物細工商に材木場から原材を直渡しにすることを許可する〔広島市史 3〕。
- 3- 広島藩，材木場払いの木炭商いのため中炭払座を設置する〔広島市史 3〕。
- 6- 豊田郡御手洗町，同町での国産鉄売捌きを郡役所へ願う〔御手洗町用覚〕。
- 7- 福山藩，芦田郡藤尾村・金丸村・常村，品治郡上安井村・下安井村・宮内村・新市村に対して，川筋への毒流しを禁じる〔金丸・天野家文書〕。
- 7- 福山藩，帆木綿・木綿糸運上銀納方を四季納に改定する〔藤江・古志家文書〕。
- 8-3~ 4 福山領内，大潮にて沼隈郡水呑村辺・草戸・手城・野浜新開田畑へ潮入り大損〔市・土屋家日記〕。
- 8-12 広島藩山方役所，佐伯郡草津村・廿日市に板割物定問屋を許可する〔草津・小泉家文書〕。
- 9-5 幕府代官，備後国天領安那郡箱田村・東中条村・西中条村・芦原村に対し，村々用水川除普請願いは同月 8 日までの分まで認め，それ以後は認めないと達する〔箱田・細川家「御廻状留」〕。
- 9- 豊田郡御手洗町可部屋善右衛門，国産紙問屋を仰付けられる〔御手洗町用覚〕。
- 9- 佐伯郡地御前村扇新開，広島藩から才覚銀の貸下げを受け築調〔廿日市・川端家文書〕。
- この秋**，賀茂郡小比曾・大河内辺の百姓，多人数広島城下へ出訴〔中野・野間家文書〕。
- 10- 安芸郡宮原村の長渠起工，翌年 4 月完成〔呉市史〕。

- 10- 広島藩，再び領民の他国富籤加入を厳禁する〔御手洗町御触書帳〕。
- 12- 尾道町の鉄問屋，奴可・三上両郡の鉄不捌のため御札銀拝借を町奉行へ歎願〔橋本年誌〕。
- この年，福山藩，戸口調査として差出帳を提出させる〔福山市史〕。
- この年，上田家紙方，楮座を設ける〔近世2〕。
- この年，広島藩，安芸郡仁保島産牡蠣の和歌山への販売を認可〔草津・小川家文書〕。
- この年，広島藩，江戸藩邸本「事蹟緒鑑」を編修する〔近世2〕。
- この年，三原浅野氏，広島の家老屋敷内に講学所朝陽館を設ける〔近世2〕。
- この年，亀山土綱「尾道志稿」を著す〔近世2〕。

1817 文化14 丁丑

- 1-29 広島藩，佐伯郡地御前村扇新開築調不服の船持共へ，追込み申し付ける〔大野・渡辺家文書〕。
- 3- 広島藩，佐伯郡地御前村平八に山荷物改役を命じ，板・板木の品目・数量を調査させ，規定の税額徴収にあたらせる〔大野・渡辺家文書〕。
- 3- 広島藩，江波島民が同島に船入を建設することを許可し，家老・年寄以下の諸士からも人歩料を寄附する〔広島市史3〕。
- 4-14 江波新港落成につき，5月3日まで芝居興行〔村上家乗後編8〕。
- 4- 福山藩，盲人・臨時の勸化人の村次送りを止めさせる〔金丸・天野家文書〕。
- 8-10 広島藩，郡中に繰綿屋株を設ける〔中野・野間家文書〕。
- 8- 広島藩，新川場町に米穀値付集会所を設け町年寄から6人の値付改役を命じる〔広島市史3〕。
- 8- 福山藩，他領商人の綿商売にも運上銀を上納させる〔金丸・天野家文書〕。
- 8- 広島藩，東海道筋・甲州川々普請の公役を受ける〔天祐公済美録33〕。
- 8- 阿部正精，老中となる〔阿部家系〕。
- 8- 三次郡，村々御用木改めを行う〔近世1〕。
- 9- 広島藩の東海道筋・甲州川々普請入用銀として，尾道町油屋本助，札銀60貫を冥加銀として上納〔十四日町年誌〕。
- 10- 広島藩，領内において本願寺寺法の乱れていることにつき寺院に戒告する〔中野・野間家文書〕。
- 12- 広島藩，佐伯郡廿日市・下平良村辺で無株の酒商事を営むものあるのを，厳しく戒める〔大野・渡辺家文書〕。
- この年，広島藩，諸品方（物産方）を設置し，城下の豪商を登用して国産の開発・助成をはからせる〔知新集6〕。
- この年，佐伯郡草津村槌田新開・胡子新開築成〔草津・小泉家文書〕。
- この頃，田植草紙など田植歌本の筆写が盛んに行われる〔近世2〕。

1818 文政 1(4.22) 戊寅

3- 福山藩、夜分の城下通行において、提灯をささげて辻番所で名面を断わり通行するよう触れる〔金丸・天野家文書〕。

4- 福山藩、町方・村方の風俗尋問につき精細な書上げを求める〔下御領・横山家御用状控〕。

この春、広島新開組観音村沖に新開を築く〔知新集 8〕。

5- 広島藩、腰林の材木売買には歩銀を差し出すべき旨を達す〔竹内家文書〕。

5- 広島藩、郡中の者の関東筋への旅行を取り締まる〔相田・横山家文書〕。

5- 福山藩、江戸廻米 1 番船 11 月初旬出船と定め、郡中村々に対し、御用米・御膳糰・御家中引遣糰・御注連藁を 10 月中に上納させる。また 2 番船は 11 月中旬出船と定め、郡中村々に対し、大豆を 11 月初旬までに上納させる〔金丸・天野家文書〕。

5- 福山藩、郡中百姓が余業として商工を営むことを戒める〔金丸・天野家文書〕。

5- 広島藩用達所旧記調方で編纂中の世紀の一部、長政から綱長まで完成〔天祐公済美録 17〕。

5- 福山藩、領内の者無願で、甲州身延山・信州善光寺・江戸等他出遠行を禁じる〔金丸・天野家文書〕。

8- 広島藩、新開方人作者の年貢滞納を戒める〔堀川町御触帳〕。

9- 福山藩、領内での他所銀札通用を禁止し、所持者への引替えを認める〔下御領・横山家文書〕。

9- 広島観音村沖新開で大相撲興行がある〔知新集 7〕。

10- 福山藩、米綿等の抜荷取り締まりに村役人の不行届を戒める〔下御領・横山家文書〕。

11- 浅野長訓、内証分家青山家長容の養子となり家督を継ぐ〔芸藩輯要〕。

12- 広島藩、綿実売買に関し郡方は郡限り、町新開は新開限りに行うよう命じる〔相田・横山家文書〕。

この頃までに、藤井黄山広島天神町に心学講舎勸心舎を設ける〔(県) VI〕。

この年、広島藩、竹原塩田に石炭焚きへの全面切替えを許可。代わりに後背地 8 か村に償い銀を出させる〔近世 2〕。

この年、佐伯郡古江村樽ヶ崎沖新開築成〔古江・国郡志書出帳〕。

この年、佐伯郡小方村立戸沖新開築成〔大竹市史〕。

この年、矢口来応、三舎印鑑を受く〔近世 2〕。

この年、頼杏坪ら国郡志編さん局を開設、編修に着手〔頼杏坪先生伝〕。

この年、福山藩、菅茶山に「御問状答書」を作製させ、幕府に提出する〔福山市史〕。

この年、江波村で歌舞伎興行あり〔知新集 7〕。

1819 文政 2 己卯④

1- 広島藩，国郡志編集のため，町新開・郡方の村々から下しらべ書および諸資料を提出させる〔加計・隅屋文庫〕。

3- 三次で町村風土記編まれる〔双三郡誌〕。

閏4- 広島藩，廿日市浦入津の諸荷物水揚げ駄賃を定める〔五日市・小田家文書〕。

5- 広島藩，城下入津の板材木につき，その取締条々を定める〔芸藩志拾遺8〕。

5- 広島藩，山方役所口屋番・札取者の条目を改め，板材木・薪炭類取り締まりを厳しくする〔芸藩志拾遺8〕。

5- 広島藩，豊後七島蘭の苗を産物方で試植，国産とするため安芸郡内の低湿地へ作付を奨励する〔中野・野間家文書〕。

5- 尾道町の林屋要助，尾道大坂間の定期便通船を尾道町奉行に願い出，7月許可される〔十四日町年誌〕。

6-1 広島町，国主祭を催す〔村上家乗後編10〕。

8- 福山藩，領内に対し7月の幕令に準じて9月11日から諸色値段を引下げ売出すよう命じる〔下御領・横山家文書〕。

8- 広島藩，士列の者の男子を百姓の家に養子に遣わすことを禁止する〔吉川・竹内家文書〕。

10-2 広島藩，米価下直につき借知5歩戻し〔天祐公済美録35〕。

10- 豊田郡御手洗町仲背・船稼ぎら，問屋に対して罷業する〔御手洗町用覚〕。

12- 福山藩，繰綿商事を立会い商いから仕組商事に変更させる〔下御領・横山家文書〕。

12- 福山藩，郡中村々に，家中藩士等帯刀の者に対して村人はかぶりものを取り挨拶するよう厳しく下達する〔下御領・横山家文書〕。

この年，広島藩，郡中薬種掘りを御山方の管轄下におく〔近世2〕。

この年，「三原志稿」完成し，藩に提出する〔近世2〕。

この年，福山藩，北条霞亭に5人扶持を与え，弘道館での講釈を命じる〔近世2〕。

この年，三原浅野氏，三原城内に明善堂を設ける〔近世2〕。

この年，飯田篤老，『篤老園自撰句帖』を刊行〔近世2〕。

この年，矢口来応，明倫舎から舎号を許され，広島土手町に敬信舎を開く〔近世2〕。

1820 文政3 庚辰

2-27 広島藩，家中の知行割替えを行う〔天祐公済美録36〕。

3-末 沼田郡吉山村百姓300人余，野山の建山への変換に反対し徒党して広島城下へ出訴〔村上家乗後編11〕。

3- 広島藩，郡中村々に薬草類の掘出しを改めて勧奨する〔御触状控帳〕。

5- 豊田郡御手洗町にて，26日から6月16日まで大坂歌舞伎中村梅吉一座興行される〔御手洗町用覚〕。

5- 「吉長公御代記」完成につき，前々藩主宗恒の世紀が完成し，広島藩これらに済美録

と命名する〔天祐公濟美録〕。

5~6 恵蘇郡川北村で洪水あり，井堰・橋 21 か所損壊す〔川北・黒田家文書〕。

6- 8 医師 2 代目恵美三白没（76）〔芸備先哲伝〕。

6- 広島藩，徒党・強訴等に際し，村役人の中から「示教用懸り」を内密に申し付ける〔中野・野間家文書〕。

この夏，佐伯郡大野・口谷尻村百姓，村役人の勘定に疑問をもち箱訴〔大野町誌〕。

8- 福山藩，村方諸入用の節約のため，村々諸帳面取調べ方を詳細に定め，村々組頭へ申し渡す〔戸手・信岡家「永代村要用記録」〕。

9- 広島藩，他国米売買厳禁の触れを改めて出す〔竹原塩田誌〕。

12-24 広島藩，西本願寺の慶事につき，末寺より差し出す祝儀に関して戒告する〔中野・野間家文書〕。

この年，広島領内へ豊後国から藍の良種蓼葉が伝わる〔明治 24 年農事調査〕。

この年，広島藩，山繭紬を絹座扱いにして統制を加える〔近世 2〕。

1821 文政 4 辛巳

1- 広島藩，御手洗町に仲背心得条々を出す〔御手洗町用覚〕。

2- 福山藩，御用に支障のない場合 20 日間までの旅行は村役人に届けるだけで許可する〔下御領・横山家文書〕。

2- 福山藩，郡中村々・宿駅に対し，宿場御用人馬について古法（間銀人足 1 人宛 1 匁 5 分・馬 1 疋 3 匁宛，宿賃人足 2 分 5 厘宛・馬 5 分宛）立戻りを令し，その代わり，これまで御用登り下りに 1 駅勤めと勘定していたのを両駅勤めにするを申し渡す〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

2- 福山藩，郡中村々に対し，役人出在の際賄・酒等を出すことを禁じる〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

2- 福山藩，繰綿為替商事に関する規則を定める〔山手・三谷家「御用状留帳」〕。

2- 福山藩，郡中村々に対し，諸国大社宮所への参詣を禁じ，抜参を厳禁する〔下御領・横山家文書〕。

4- 広島領浦辺 5 郡割庄屋ら，船手御用水主役の浦辺 5 郡割規則の統一を上申する〔小方・和田家文書〕。

8- 広島藩，綿実を絹座に買い占めさせ抜売りを禁じる〔堀川町御触帳〕。

9- 広島藩，佐伯郡奥筋村々からの，廿日市等にある板割物定問屋への山荷物売払いの願いを許可する〔廿日市・相良家文書〕。

11- 福山藩，神辺・今津・府中市・新市・宮内以外の在中での旅人・商人の止宿を禁止し，止宿させる場合は十分吟味の上で認めることにする〔千田村御用状留帳〕。

11- 福山藩，宮内市場の子供芝居の在中徘徊を禁止する〔下御領・横山家文書〕。

12-26 広島藩，歩行組・足軽等の小頭請合の町借につき，藩が代替払いすることを令す〔天

祐公濟美録 37]。

12- 豊田郡御手洗町，御用船手方入用を浦島割りにされたいと郡役所へ願う〔御手洗町諸書附控〕。

この冬，高宮郡狩留家村黒河十五郎，「芸備両国浦嶋五郡絵図」を作製〔呉市史〕。

この年，福山藩指定の繰綿為替問屋，福山城下に置かれる〔加藤氏諸控〕。

この年，福山藩，御用表のうち引通表を沖ノ藤蔵の引請けとする〔福山市史〕。

この年，広島藩，勘定所内に油方を設け，絞油業の取り締まりを厳しくする〔近世 2〕。

この年，福山藩，北条霞亭を江戸藩邸に召し，大目付格で儒官に任ずる〔近世 2〕。

この年，菅茶山，『黄葉夕陽村舎詩』後編を刊行〔近世 2〕。

この年，宮島の能役者長命家 6 代彦之丞，芸道皆伝免許を受ける〔近世 2〕。

1822 文政 5 壬午①

1-24 フィッセル御手洗に碇泊〔フィッセル参府紀行〕。

2- 広島藩，生口島・大崎島にて抜紙取り扱う者あるを戒める〔御手洗町用覚〕。

2- 佐伯郡寺惣代ら，仏護寺の触頭役確認を藩に願い出る〔蓮教寺諸雑記〕。

3- 広島藩，荒所開墾地の本高戻しを令す〔吉川・竹内家文書〕。

4-19 広島藩，正米値付改役を町新開年寄役の惣引受けとする〔広島市史 3〕。

4- 福山藩，変死人検視入用の規定を定める〔鞆・中村家日記〕。

4- 飯田篤老ら，広島西町奉行所において編纂中の国郡志稿本を完成し，編修局に提出する。後 25 巻に編集して「知新集」と名付ける〔知新集 1〕。

5- 尾道問屋座会所，正金銀不足につき，正金銀所有者は札場で替えるよう町中に達す〔十四日町年誌〕。

8- 福山藩，藩庁呼出しの百姓付添五人組の町宿賄の村負担をやめ，本人負担とする〔金丸・天野家文書〕。

9- 幕府代官，備後国天領安那郡村々に対し，町場にて茶屋と唱し，平日に酒肴を置き昼夜の別なく男女を集め深更までも飲食遊興することを厳禁する〔箱田・細川家文書〕。

9- 幕府代官，備後国天領安那郡村々に対し，神事祭礼の際の芝居等興行を厳禁〔箱田・細川家文書〕。

9- 幕府代官，備後国天領村々に対し，婚礼等祝儀の際の石打ちを厳禁する〔箱田・細川家文書〕。

この秋，コレラ朝鮮より伝わり猖獗をきわめる。連日 300～400 人の患者が発生〔村上家乗後編 13〕。

10- 1 広島藩，コレラ流行につき明星院・巖島神社・城内三の丸稻荷社で祈祷を行わせる〔広島市史 3〕。

10- 福山藩，鞆町船持へ対し廻船作法の徹底を厳令する〔鞆・澤村家文書〕。

11- 広島藩，上田給知所塵紙類の広島積廻しを禁じ，船屋敷蔵入とする〔小方・和田家文

書]。

12- 福山藩，領内一円に升改めを行い，改仕法を申し渡す〔戸手・信岡家文書〕。

この年，深津郡千田村の綿商人 20 名，菜種商の鑑札を受ける〔千田村御用留〕。

この年，賀茂郡上蒲刈島元山で石灰石が発見される〔呉市史〕。

この年，広島藩，鋼の生産を始める〔近世 2〕。

1823 文政 6 癸未

1- 福山藩，軈湊普請趣法を申し渡す〔軈・中村家日記〕。

4-22 福山藩，大庄屋を廃し再度世話役年番庄屋に復す〔戸手・信岡家「永代村要用記録」〕。

6- 5 広島藩，尾長天神社で雨乞祈禱を行わせる〔天祐公済美録 39〕。

この夏～秋，日照り続き旱魃，広島領の田畑損毛 14 万 7220 石余〔天祐公済美録 39〕。

8-17 北条霞亭病没（44）〔芸備先哲伝〕。

8- 福山藩，家中の表詰所・台所方掟を定める〔岡山・下宮家文書〕。

8- 福山藩，芦田郡府中市村・品治郡宮内村・同郡新市村に対し，米の他村売りを戒める〔府中・延藤家文書〕。

8- 備後国天領安那郡 6 か村，旱損見込につき，諸勸進・諸奉加を出さず，祝用にも 1 肴 1 酒に限るなど，儉約取締方を組合村として申し合わせる〔箱田・細川家文書〕。

10- 広島藩，村役人の人選・辞任取り扱いを厳密に行なうべきことを申し付ける〔加計・隅屋文庫〕。

この年，賀茂郡広村の湊屋丈助，広島藩の許可を得て石灰業を起こす〔呉市史〕。

この年，敬信舎・歆心舎，明倫舎にならって心学修業の方法と課程を定める〔近世 2〕。

1824 文政 7 甲申⑧

1-17 広島藩，新開方綿会所を廃止する〔広島市史 3〕。

2- 福山藩，新立野山の枝下・間引伐等の取計方不心得を戒める〔戸手・信岡家「永代村要用記録」〕。

7- 上田家免許山薪類問屋佐伯郡宮内村与九郎，藩の板割物定問屋株の免許を願い出る〔小方・和田家文書〕。

8- 広島藩，郡中の諸皮革類商事に関し，広島東西かわたに独占商事権のないことを裁許する〔鶴亭日記 9〕。

10- 広島藩，町新開での富山反魂丹商人の商いを許可する〔中野・野間家文書〕。

この年，御調郡中庄村利吉新開完成〔因島市史〕。

この年，福山藩，在方の庄屋ら 11 人に対し苗字帯刀を許可する〔福山市史〕。

1825 文政 8 乙酉

4- 尾道尾崎町浄土寺下から向島東村一本松間を往復する渡船が許可される〔尾道市史〕。

- 5- 幕府代官、備後国天領安那郡箱田村・西中条村・芦原村・栗根村・東中条村に対し、油絞方禁止につき菜種石数の調査を命じる〔箱田・細川家文書〕。
- 5- 豊田郡御手洗町にて、大坂芝居歌舞伎同月 14 日より興行する〔御手洗町用覚〕。
- 8-2 長雨・洪水〔天祐公済美録 41〕。
- 8- 佐伯郡草津村新地に波止築調、牡蠣活場 3 か所を設ける〔草津・小川家文書〕。
- 8- 佐伯郡草津村新地に牛馬市を開く、浄瑠璃・子供芝居等の興行あり〔草津・小泉家文書〕。
- 9- 頼杏坪ら「芸藩通志」(159 冊)を脱稿、藩主に上呈する〔近世 2〕。
- 10- 豊田郡御手洗町にて、広島子供芝居 3 日から 17 日まで興行する〔御手洗町用覚〕。
- 11- 広島藩、城下に小間物座・白粉座・指物細工座等を定め、冥加銀を徴す〔村上家乗後編 16〕。
- 11- 文政 4 年以来紛争を続けてきた草津村牡蠣仲間所有の仁保島地先の牡蠣活場のことに関する裁許あり〔養蠣由来書〕。
- この年、坂井虎山、広島藩校教授に任ぜられる〔広島市史 3〕。また虎山自宅に私塾百千堂を開く〔日本教育史資料〕。
- この年、「尾道志稿後編」成る〔近世 2〕。

1826 文政 9 丙戌

- 2- 広島藩、水軍の制を三島流に改める〔芸藩志拾遺 15〕。
- 2- 広島藩、広島東柳町平塚渡船場の対岸に御船番所を設ける〔広島市史 3〕。
- 2- 福山藩、家中奉公人減少につき郡中割付取計方を申し付ける〔戸手・信岡家「村要用記録」〕。
- 3-21 佐伯郡草津村新地で牛馬市始まる、子供芝居あり〔村上家乗後編 17〕。
- 3- 広島藩、地御前浦へ鱈流し網業の禁止を命じる〔廿日市町役場文書〕。
- 4-23 飯田篤老没(49)〔近世 2〕。
- 4- 広島藩、地御前神社での狂言見せ物興行を許可する〔大野・渡辺家文書〕。
- 5- 御調郡三庄村・椋浦の船持中水主の引抜きをやめる旨の協定を結ぶ〔因島市史〕。
- 6-20 阿部正精没(53)、正寧襲封 6 代福山藩主となる〔阿部家系〕。
- 6-24~25 シーボルト御手洗碇泊、数名の病人を診察する〔シーボルト江戸参府紀行〕。
- 10- 竹原塩田の浜師、替持法の実施を塩浜役人に嘆願し、11 月 18 日に賀茂郡役所の許可がおりる〔塩浜覚書〕。
- 11-9 安芸郡仁保島・向灘出火、100 軒(120 竈)焼失〔広島市史 3〕。
- 12- 広島 5 組大年寄「知新集」編纂につき町方寸志銀を献納しその費用を補うことを請う〔広島市史 3〕。
- この年、久米道柳、明倫舎から諸国総教授の印鑑を受ける〔近世 2〕。

1827 文政 10 丁亥⑥

- 1- 広島藩，藍座を設置し藍作を奨励する〔相田・横山家文書〕。
 - 1- 広島藩，西本願寺門主の葬儀に郡中の末寺・門徒が猥りに上京することを禁止〔加計・隅屋文庫〕。
 - 4-8 広島城内学問所で船備および船頭の業前あり，船頭の軍学は三島流を用いる〔天祐公済美録 43〕。
 - 4- 福山藩，藩主正寧参勤につき，縁先商売禁止，婦人小児までかむりもの禁止等の通行筋心得を申し渡す〔下御領・横山家「御用状留帳」〕。
 - 5- 賀茂郡広村庄屋多賀屋千兵衛，白岳南斜面の山脚で石灰焼試みの認可を広島藩から受ける〔呉市史〕。
 - 8-13 菅茶山病没（80）〔芸備先哲伝〕。
 - 8-20～29 竹原塩田の浜主と浜子，賃上げ問題で争う。9 月 19 日からの広島藩の取調べにより，浜子側郡追放・入牢の刑に処せられる〔近世 2〕。
 - 9-28 広島藩，御世帯方年寄に新たに今中大学を加える〔天祐公済美録 43〕。
 - 9- 広島藩，米綿相場会所の帳合商いに郡中の者が携わることが禁止する〔御手洗町役場文書〕。
 - 9- 福山藩，物付き福引を禁止する〔下御領・横山家文書〕。
 - 10- 幕府代官，備後国天領安那郡村々に対し，菜種売買につき少分たりとも役所へ届けさせ，抜売りを厳禁する〔箱田・細川家文書〕。
 - 12-5 広島藩，家中救済のため押借・畳借をすべて藩府に肩替りして永年賦返済に改め，新押借を許す〔天祐公済美録 43〕。
 - 12-12 広島藩，八丁馬場の郡用屋敷を廃し，各代官の役宅を復す。郡奉行以下の吏員は勘定所で執務することとする〔天祐公済美録 43〕。
- この年，頼杏坪，竹原出身の学者を祭る郷賢祠を創始〔竹原市史 1〕。
- この年，頼山陽，松平定信に「日本外史」を献ず〔近世 2〕。

1828 文政 11 戊子

- 1- 広島藩，城下新開・諸郡に楮の植付を奨励する〔菅・内海家「御用年誌帳」〕。
- 1- 広島藩，寺院などでの不正頼母子興行を戒める〔蓮教寺諸雑記〕。
- 1～2 竹原商人，株仲間を結成し，問屋法・問屋座法等を定める〔問屋座定法書〕。
- 2-25 山県郡穴村総百姓 465 人，庄屋・組頭の村方経理不正により騒動〔加計町史〕。
- 2- 広島藩，古学派の学舎修業堂を廃止する〔近世 2〕。
- 4- 広島藩，仕入銀により江波皿山に製陶場を開く〔村上家乗後編 19〕。
- 5- 豊田郡御手洗町にて，荒神社内に仮小屋をかけ歌舞伎芝居を興行する〔御手洗町用覚〕。
- 7- 福山藩，芦田川の砂捌普請趣法の施行を命じる〔戸手・信岡家「村要用記録」〕。
- 8-10 暴風雨・洪水，広島領の田畑損毛 12 万 6841 石余，流失倒壊家屋 1603 軒，損家 1 万

2104 軒，死者 51 人〔天祐公済美録 44〕。

8- 暴風雨・洪水，福山領の田畑損毛 9 万石余という〔甲子夜話続篇〕。

9- 広島藩，油方設置につき油取り扱いの者へその差配を受けるよう申し渡す〔加計・隅屋文庫「御触書控帖」〕。

10- 広島藩，諸紙仕入方建替えにつき，仲買へ条々を申し渡す〔大竹・荒田家文書〕。

11- 1 米価石に付 96 匁替え〔村上家乗後編 19〕。

11- 4 広島藩の御山方・材木場一円勘定奉行引受となる〔天祐公済美録 44〕。

この年，郡方・新開方に対し新開の築成を奨励する〔天祐公済美録 44〕。

この年，広島の文藻堂，加藤淵編『文政十七家絶句』を刊行〔近世 2〕。

1829 文政 12 己丑

2- 1 米価石に付 110 匁替え〔村上家乗後編 20〕。

2- 23 広島藩，二文字屋源右衛門に砂糖一色問屋を申し付ける〔堀川町御触帳〕。

2- 広島藩，木地屋彦三郎らによる奈良晒風布織の普及を奨励する〔堀川町御触帳〕。

2- 福山藩，質物書入れ・売買に際し，帳請田畑の分合を禁じる〔戸手・信岡家「村要用記録」〕。

3- 29 広島藩，楮苗・桐苗を無償配布してその植栽をすすめる〔倉橋島・野村家文書〕。

3- 6 福山藩，相州鶴岡八幡宮井諸堂社再建修復御用として，金 1 万 1972 両 3 分・永 54 文 5 分を幕府へ上納する〔福山藩旧記〕。

3- 広島国泰寺沖新開の拡張をはかり，堤防 90 間ばかりを築き出す〔広島市史 3〕。

5- 24 暴風雨・洪水，広島領の田畑損毛 3 万 1320 石余，流失倒壊家屋 162 軒，死者 14 人〔天祐公済美録 45〕。

5- 豊田郡御手洗町にて，湊波戸普請成る〔御手洗町用覚〕。

6- 12 福山藩折衷学者太田全斎病没(71)〔芸備先哲伝〕。

8- 福山藩，村々からの助郷役の出駕籠の宿場相互の貸借を禁じる〔戸手・信岡家「村要用記録」〕。

10- 広島藩，郡中各村の製油絞草・苧類・牛馬皮革類の生産・商事を調査する〔倉橋島・野村家文書〕。

この冬，大坂岡田屋嘉兵衛，広島産牡蠣の京都直送の商事を願い出るが，草津牡蠣仲間の反対で止む〔養蠣由来書〕。

この年，沼田郡舟入村の松島屋喜郎九，ベンガラ製造をはじめ〔近世 2〕。

この年，福山藩，門田朴斎を民間から御側付儒者に登用する〔近世 2〕。

この年，藤井暮庵，安那郡川南村に私塾南北水村舎を開く〔近世 2〕。

この年，高野長英，広島に来て洋医学を講ずる〔近世 2〕。

この年，広島藩水主町御舟座を開拓して水泳場を造る〔近世 2〕。

1830 天保 1(12.10) 庚寅③

2-2 参府オランダ人乗船御手洗港に風待ちのため滞船, この日出船〔御手洗町御触書等写扣帖〕。

- 2- 福山藩, 下作年貢・加地子米の納入手続きを改訂する〔戸手・信岡家「村要用記録」〕。
- 2- 広島藩, 正金銀の両替, 定め銀歩取引をするよう達する〔御手洗町御触書等写扣帳〕。
- 3- 広島藩, 新開の棉作に品質の劣る朝鮮種の流行するを戒める触書を出す〔堀川町御触帳〕。

閏 3-10 広島藩, 沼田郡新庄村に墨製造所を設け, 奈良より製墨師中川半次郎を招き, 墨の製造専売を始める〔堀川町御触帳〕。

閏 3- 広島草津町新地牛馬市立あり〔村上家乗後編 21〕。

閏 3- 広島藩, 郡中, 町新開の者の抜参りを禁止する〔堀川町覚書〕。

- 6- 將軍家斉の 14 女末姫と浅野斉肅の婚儀につき御用銀を課す〔鶴亭日記 22〕。
- 6- 広島藩, 小倉織帯地・袴地・着尺地の類の移入を押さえ, 藩府の小倉織支配所の製品を購入すべきことを触れる〔堀川町御触帳〕。
- 8- 三次川筋普請につき, 山県郡鉄穴流し差留められる〔加計家「御鑪方諸書附」〕。
- 8- 広島藩, 京都吉田家神官の神道書講釈を断るべき旨を触達す〔十四日町年誌〕。
- 9- 広島藩家老上田家, 給地村々に対し, 厳しき儉約中の故に, 年貢銀納制(差紙納)の廃止, 町商人からの借銀の禁止, 等々の条目を下す〔宮内村旧記帳〕。

10-21 浅野斉賢, 広島城中で没〔天祐公済美録 46〕。

この年, 御調郡重井村重井西港設計, 天保 9 年完成〔因島市史〕。

この年, 頼山陽『日本楽府』刊行〔近世 2〕。

この年, 馬屋原重帯, 「西備名区」清書本(90 卷)を吉備津神社に奉納〔近世 2〕。

この年, 蒲刈島弘願寺僧円識, 学舎樹心齋を設ける〔芸備先哲伝〕。

この年, 清田元吉, 豊田郡入野村に私塾清田塾を開く〔近世 2〕。

1831 天保 2 辛卯

1-20 浅野斉肅襲封〔温徳公済美録 4〕。

- 1- 広島藩, 米価騰貴につき, 町・新開借家の者救済のため 1 人 4 升ずつ救米を支給〔村上家乗後編 22〕。
- 2- 福山藩, 手作り藍玉の城下持込みを認める〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。
- 2- 佐伯郡村々に「草木撰種録」下げ渡される〔大竹・荒田家「要用御触書控」〕。
- 4- 広島藩, 草津村磯稼の者の貝生場を設けることを許す〔養蠶由来書〕。
- 6- 6 高宮郡古市村百姓数百人, 西原村との水論により徒党して出訴する〔村上家乗〕。
- 6- 広島藩, 郡中金銀両替の増加を戒める〔相田・横山家「郡諸控」〕。
- 6- 広島藩, 銀札の正貨との両替は村役人より代官所を経由して願い出ることとする〔鶴亭日記 23 付録〕。

7- 福山藩，繰綿運上所は従来通りとするも，実綿運上所を廃止し他所売りを禁じる〔戸手・信岡家「村要用記録」〕。

この夏，賀茂郡広村百姓，徒党一揆し容易に鎮まらず〔村上家乗後編 3〕。

9-8 佐伯郡大竹村・小方村百姓，防長一揆の影響を受け，南御門に紙値段引上げ要求の願書を張る〔村上家乗後編 22〕。

9-12 広島江波島と大河浦海苔浜場のことにつき争い，大河浦の者徒党して庄屋宅を襲い，家財を破壊する〔村上家乗〕。

10-15 山県郡戸河内村柴木郷百姓 164 人，米価騰貴・米不足に対して屯集し，10 か条の要求を出す〔加計町史〕。

10-17~19 山県郡上筒賀・中筒賀両村百姓，内借方・頼母子銀返済の猶予，材木払下げの公正など 12 か条を要求し，庄屋・組頭・富裕家へ乱入し，打ちこわしに及ぶ〔加計町史〕。

11-12 仏護寺衰微につき，江戸においても日光准后より使者あり，広島藩に救済を請う〔温徳公済美録 4〕。

11- 幕府，諸国郷村帳の書出しを命じる〔温徳公済美録 4〕。

12- 品治郡で打ちこわしあり，大割銀の削減，義倉銀返済の拒否など 21 か条を要求する願書を山守村御茶屋に置く〔近世 2〕。

12- 三谿郡安田村，中津領甲奴郡安田村と土手筋争論起る〔近世 1〕。

この年，備後府中に木村渚庵，家塾学半書院を開く〔近世 2〕。

この年，菅茶山の『黄葉夕陽村舎詩』補遺編刊行される〔近世 2〕。

この年，大成田鶴，豊田郡御手洗に女子のみの寺子屋巢鶴庵を開く〔近世 2〕。

1832 天保 3 壬辰①

3- 千歳園藤彦『巖島絵馬鑑』5 巻を刊行〔巖島絵馬鑑〕。

5- 駿河岩淵宿で広島藩本陣の御用を勤める者，竹原塩による甲州・信州入用塩一手売捌きを広島藩に願ひ出る〔竹原塩浜覚書〕。

7-10 広島藩勤定奉行，筒井極人没（48）〔芸備先哲伝〕。

7-30 広島藩町奉行，播磨屋町樽屋惣左衛門より出願した「巖島絵馬縮図本初篇」の刊行および販売を許す〔広島市史 3〕。

7- 安芸郡矢賀村，温品村と水論騒動に及ぶ〔村上家乗後編 23〕。

9- 6 幕府代官，天領安那郡村々の国高改めにつき村高帳の差し出しを申し付ける〔箱田・細川家文書〕。

9-23 頼山陽，京都に没（53）〔頼山陽全書全伝〕。

9- 福山藩，町在着服等の規定を定める〔下御領・横山家文書〕。

12-23 広島町内の辻店を許す〔村上家乗後編 23〕。

12- 安芸郡村々米納増しの困難を訴え，差次払いを願う〔中野・野間家文書〕。

12- 広島藩，郡中諸普請の自粛を命じる〔吉川・竹内家「御触書控」〕。

12- 広島仁保島・江波の潟境論内済となり、海苔簀刺立につき協定書を取交す〔中野・野間家文書〕。

この年、広島草津村に波戸を築調〔草津・小泉家文書〕。

この年、佐伯郡小島新開築調〔大竹市史〕。

1833 天保4 癸巳

4-9 日本外史を広島藩主に献上の申出あり〔温徳公済美録6〕。

4- 竹原塩浜、新浜の浜主を鬮入れで決める〔竹原塩田誌〕。

6-1 広島町組大割銀を銀座扱いに改める〔広島市史3〕。

この夏～秋、夏多雨、秋冷害のため損毛甚しく、7万2335石余に及ぶ〔温徳公済美録6〕。

8- 恵蘇郡新市村・南村間に井堰のことに付争論あり、三次町方の吟味を受ける〔高野山・伊吹家「御用控」〕。

9-19 沼田郡横川町において、菊細工見世物興行あり〔広島市史3〕。

9- 広島藩、郡中寺社での鬮引き興行を禁じる〔大竹・荒田家「要用御触書控」〕。

9- 広島藩、中絶の皮座再興につき抜売買を厳禁する〔大竹・荒田家「要用御触書控」〕。

10-17 広島藩、騎馬弓筒の藩士に対し、朝鮮流の軍馬稽古に励むべき旨を令す〔広島市史3〕。

11-12 米価騰貴のため広島城下の米商打ちこわしを受ける〔広島市史3〕。

11-13 中津藩領の神石郡高光・相渡村などの百姓100人余、徒党して山に集まる〔近世2〕。

11- 広島藩、幕命により、米払底の江戸に1万1400石余を廻米する〔温徳公済美録6〕。

12- 佐伯郡地御前村の小百姓・浮過ら、穀類高値による難渋の上、村役人経理に不正ありとして、村方騒動を起こす〔廿日市・渡辺家文書〕。

この年、加計市町全焼〔加計町史〕。

この年、頼杏坪『春草堂詩鈔』刊行〔近世2〕。

1834 天保5 甲午

2-21 広島藩学教授、坂井東派没(62)〔芸備先哲伝〕。

2- 広島藩、三月節句の雛飾り・草餅などを禁じる〔大竹・荒田家「要用御触書控」〕・〔温徳公済美録7〕。

3- 福山藩、米雑穀の他所売差留めにつき不心得者を取り締まる〔下御領・横山家「御用状留書帳」〕。

5-15～17 広島白神社において除疫祈祷あり〔温徳公済美録7〕。

5-30 この日より3日間、広島藩主三の丸稻荷社において除疫祈祷を行わせる〔温徳公済美録7〕。

5- 米価高騰のため海田市の米商打ちこわしを受ける〔村上家乗後編23〕。

7-23 頼杏坪没(79)〔頼杏坪先生之碑〕。

7- 福山藩、領内米価下落につき米他所売停止を緩める〔下御領・横山家「御用状留書帳」〕。

- 7- 広島藩, 三次鉄で作る稲扱(千歯扱き)の普及を奨励する〔菅・内海家「御用年誌帖」〕。
- 10-5 広島藩, 大坂の蔵元商人らの待遇を厚くする〔温徳公済美録 7〕。
- 11-28 饒津神社造営地鎮祭を行う〔温徳公済美録付録〕。
- 11- 福山藩, 郡方にて木挽職の統制を申し付ける〔下御領・横山家「御用状留書帳」〕。
- 12-4 安芸郡海田市火災により, 町家 205 軒(竈数 226 軒)焼失〔温徳公済美録 8〕。

1835 天保 6 乙未⑦

- 1- 広島藩, 知行物成を四つに復す〔温徳公済美録 8〕。
- 1- 広島藩, 廿日市・玖波駅に新しく置かれた人馬見届役に割庄屋らを任命し, 駅制の強化を図る〔小方・和田家「郡用諸事控」〕。
- 4-3 大崎島民 600 人余, 船 34 艘で出訴のため広島に向かうも途中で慰留される〔鶴亭日記 33〕。
- 4- 広島藩, 紙楮の公定価格引き上げを約し, その増産を奨励する〔小方・和田家「郡用諸事控」〕。
- 4- 沼隈郡田尻村奥漁業をめくり, 田尻村と水呑村の間で差纏れ起こる〔輛・中村家日記〕。
- 5-15 広島藩, 再び郡御用屋敷を設ける〔広島市史 3〕。
- 5- 広島藩家老上田家, 給知佐伯郡宮内村へ鶏鳥御用場所を定める〔上田家御触書控〕。
- 9-28 饒津神社本殿・本地堂の上棟式を行う〔温徳公済美録 7〕。
- 10- 輛津と走島の間で鰯網をめぐる差纏れ起こる〔輛・中村家日記〕。
- 12-16 夜, 饒津神社の正遷宮式を行う〔温徳公済美録 7〕。

1836 天保 7 丙申

- 3-16 賀茂郡風早村塩田並新開普請始める。天保 10 年 3 月 18 日竣工〔呉市史〕。
- 3- 広島藩, 美濃・伊勢両国川々御普請手伝の公役を命じられ, 京・大阪に 4 万 6280 両余の藩債を募る〔温徳公済美録 9〕。
- 6-中旬 雨降り続き, 広島城中・城下の被害甚大。元安橋・猫屋橋・神田橋流失。田畑損毛 12 万 2456 石 1 斗余。流失倒壊家屋 406 軒, 死者 31 人〔温徳公済美録 9〕。
- この夏～秋, 気候不順。米穀不熟, 損毛 13 万 3061 石余に及ぶ。この年の田畑損毛は 25 万 5517 石余に達する〔温徳公済美録 9〕。
- 9- 広島藩, 飢饉のため造酒高を平年の 3 分の 1 に減らす〔吉川・竹内家「御紙面写帖」〕。
- 9- 尾道町奉行所・酒売出し厳禁を町年寄へ達す〔尾道市史 2〕。
- 11-14~15 広島饒津神社はじめて大祭礼を行う〔温徳公済美録 7〕。
- 11-22 賀茂郡竹原町民 1000 余人, 米商の打ちこわしに及ぶ〔鶴亭日記 37〕。
- 11-25 阿部正寧隠居。養子正弘襲封〔福山市史〕。
- 11- 福山領品治郡戸手村, 農間夜職について村定する〔戸手・信岡家「村要用記録」〕。
- 11- 賀茂郡志和東村に百姓一揆起こる〔鶴亭日記 37〕。

11- 広島藩，郡中に無宿者・盗賊・博奕等の取締を厳しくする〔吉川・竹内家「御紙面写帖」〕。

12- 賀茂郡西野村・造賀村に百姓一揆起こる〔鶴亭日記 37〕。

12- 高宮郡上原村，藩の柿増産策を拒否する〔上原村用控〕。

この年，御調郡中庄村山根新開竣工〔因島市史〕。

この年，安芸郡海田市の明神新開築調許可され，翌年 4 月，完成する〔海田市・加藤家文書〕。

1837 天保 8 丁酉

1- 福山藩，凶年打続き義倉不勘定のため趣法立直しを計る〔義倉録〕。

2- 5 天領安那郡西中条・東中条村百姓 300 人，米価騰貴につき屯集する〔近世 2〕。

4-18 福山藩，江戸城西之丸焼亡に際し，御用銀の一部を御用達に調達させる〔戸手・信岡家文書〕。

4- 広島藩，饒津神社ではじめて疫癘退散の祈祷を行い，その護符を 5 組大年寄に配布する〔広島市史 3〕。

この春，疫病流行し大凶作。福山領内に行倒れ，餓死者 1300～1400 人に及ぶ〔童興寺過去帳〕。

5-15 尾道町奉行所，諸品会所を開き，商事資金融通のため両替趣法を実施する〔十四日町年誌〕。

7-17 豊田郡御手洗町出火，役家 86 軒中 25 軒焼失〔御手洗町諸書附控〕。

9- 広島藩，去年の凶作のために作物を荒す者(野荒し)を取り締まる〔吉川・竹内家「御紙面控帳」〕。

10- 総浜問屋月代り所で沼隈郡松永・柳津・金見・藤江・浦崎・百島の 58 軒の塩を売り捌く〔福山市史〕。

11-23 広島藩，山奉行の職制をやめ，山方・材木場を勘定奉行引受とする〔温徳公済美録 10〕。

この年，御調郡重井村重井東港計画，安政 4 年完成〔因島市史〕。

この年，高宮郡大毛寺村の農民，庄屋の不正を追求して郡役所へ箱訴する〔南原・重清家文書，勝木・重川家文書〕。

この年，寺地強平，福山で家塾を開く〔市・土屋家日記〕。

この年，福山藩，江木鱒水を登用し，丸山学問所での講書を命じる〔江木鱒水日記〕。

1838 天保 9 戊戌④

2-26 広島藩，御客屋旅籠料等を値上げする〔広島市史 3〕。

3- 広島藩，金銀正貨を囲い銀札通用の滞ることを戒め，その正路取引をするよう触れる〔吉川・竹内家「御紙面写」〕。

4- 福山藩，江戸城西の丸炎上につき領内献金を命じる〔戸手・信岡家「村要用記録」〕。

4- 広島藩，牛馬等皮革類の商事につき慣行調査をする〔鶴亭日記 39〕。

閏4-13 広島藩、佐伯郡の公用諸通行経費の郡割を、惣高割に改める〔大野・渡辺家文書〕。

5- 福山藩、江戸城西の丸炎上につき、藩用達へ献金を命じる〔府中・延藤家「御用状願書控」〕。

6-20 幕府巡見使、6月14日に広島領内に入り、この日本川着船〔温徳公済美録 11〕。

この夏～秋 冷害。米穀不熟、広島領内の田畑損毛 17 万 400 石余に及ぶ〔温徳公済美録 11〕。

8- 江戸城西の丸炎上につき広島藩、再建御手伝の公役を命じられる。郡中・町方に夫役米・小間銀を課す〔温徳公済美録 11〕。

9- 福山藩、修験者の入村を差留める村々を戒める〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。

11-25 広島藩、将軍家慶に芸州産水飴を献上〔温徳公済美録 11〕。

12- 広島藩、宿駅の人馬賃金を 2 割増とする〔温徳公済美録 21〕。

12- 広島藩、郡中市町商人・浮過・農間商事の百姓が、正銀商いを求めて銀札を受け取らないことを厳しく戒める〔吉川・竹内家「御用紙面写」〕。

12- 広島藩、百姓が城下商人を見習い、本業を忘れ商業に打ちこみ町人体にて徘徊することを戒める〔吉川・竹内家「御紙面写」〕。

この年、広島藩、家中知行地の割替えを行う〔鶴亭日記 42〕。

1839 天保 10 己亥

1- 広島藩、佐伯郡村々に対し、鋤簾で掘り取った小貝の売買を禁じる〔小方・和田家「郡用諸事控」〕。

2-27 広島藩、銀札価下落につき正金銀で他国より購入した商品に関しては銀札との差額を藩府にて弁済することを触れ出す〔吉川・竹内家「御紙面控帳」〕。

2- 福山藩、獵師鉄砲・威鉄砲等村々取計方を定める〔戸手・信岡家「村要用記録」〕。

3- 広島城下に醤油株を定める〔広島市史 3〕。

4- 広島藩、村々百姓が内証に開墾した田畑の申告を求める〔吉川・竹内家「御紙面控帳」〕。

4- 広島藩、5月1日より諧職人の賃銀を押さえ、諸物価を引下げよう督励する〔吉川・竹内家「御紙面控帳」〕。

4- 広島城下に魚問屋株を定める〔広島市史 3〕。

5- 広島藩、村々干鰯買入れ代金の両替差支えにつき、町両替を許可する〔小方・和田家「郡用諸事控」〕。

6- 福山藩、酒造人に対する町方での取計方を定める〔鞆・中村家諸事記〕。

11- 福山藩、麦以外の米雑穀の他所売出しを免許する〔山手・三谷家「御用状写帳」〕。

12- 佐伯郡、郡内の抜参官・四国遍路罷出での数、計 611 人と報告〔小方・和田家「郡用諸事控」〕。

この年、広島藩の借銀調達のため従来の蔵元・掛屋鴻池善右衛門・加嶋屋作兵衛・鴻池市兵衛に千草屋宗十郎が加わって四軒組合を結成する〔近世 2〕。

この年、奥田頼杖、江戸の参前舎で開講する〔近世 2〕。

1840 天保 11 庚子

- 2-12 広島城下に荒物屋株を定める〔広島市史 3〕。
- 2- 広島藩, 農民の衣服に木綿以外の使用を禁止する〔郡務拾聚録〕。
- 5- 1 米価石につき札銀 340 匁〔村上家乗後編 31〕。
- 5- 豊田郡浦福田村, 割庄屋の決めた職人賃銀定に反対し, 村方で新しく職人賃銀を決定する〔福田村文書〕。
- 5-末 長雨続き, 大洪水, 福山領内損毛 11 万 9220 石, 堤防欠壊 1390 か所, 流失家屋 358 戸, 崩壊家屋 240 戸, 死者 82 人に及ぶ〔備後史談 3〕。
- 6- 3~5 広島雨降り続き洪水。水主町, 国泰寺村堤防越水。田畑損毛 12 万 7274 石余。流失倒壊家屋 320 軒。死者 45 人〔温徳公済美録 13〕。
- 6- 福山藩, 水難地村々へ医師を派遣する〔山手・三谷家「御用状写帳」〕。
- 8- 5 米価石につき札銀 600 匁余〔村上家乗後編 31〕。
- 8- 広島藩, 菜種・綿実の他国売りを禁止〔吉川・竹内家「御触書控」〕。
- 8- 福山藩, 洪水のため村々川辺新発場の囲い除去を命じる〔山手・三谷家「御用状写帳」〕。
- 9-24 広島城下に合薬株を定める〔広島市史 3〕。
- 9- 福山藩, 貢租皆納前の下作年貢加地子米の取引は勿論, 村内持運びをも禁じる〔山手・三谷家「御用状写帳」〕。
- 10- 1 米価やや下落。石につき札銀 480 匁くらい〔村上家乗後編 31〕。
- 10- 福山藩, 郡方普請人足割賦方諸規定を改訂する〔戸手・信岡家「村要用記録」〕。
- 11-21 広島藩, 傘用ちない木並轆轤仕入売出株を定める〔広島市史 3〕。
- 11- 広島藩, 郡中の百姓・奉公人が猥りに他国稼ぎに出ることを戒める〔加計・隅屋文庫〕。
- 11- 阿部正弘, 寺社奉行となる〔福山市史〕。

1841 天保 12 辛丑 ①

- 4-10 米価石につき札銀 620 匁くらい〔村上家乗後編 32〕。
 - 4- 広島藩, 向こう 3 年間知行 2 つ物成を申し渡す〔温徳公済美録 14〕。
 - 4- 三良坂牛馬市はじまる〔広島県小誌〕。
 - 5- 福山藩, 百姓の芝居物真似を戒める〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
 - 6-26 広島藩, 中町和久屋真平に尾道生酢一手売捌きを許す〔広島市史 3〕。
 - 7- 1 米価石につき札銀 790 匁くらい〔村上家乗後編 32〕。
 - 9-20 地震〔広島市史 3〕。
 - 9- 広島藩, 綿座役所より綿座切手を発行し通用させる〔芸藩志拾遺 5〕。
 - 10- 福山藩, 吉凶行事の簡素省略を命じる〔戸手・信岡家「永代記録」〕。
 - 11- 佐伯郡石内村百姓 300 人ほど徒党して出訴に及ぶ〔村上家乗後編 32〕。
- この年, 広島藩, 大坂積登せの針金を城下問屋周防屋清左衛門に買い集めさせる〔近世 2〕。

この年、福山藩、江木鰐水を儒官に任じ、藩の学制・軍制改革に参画させる〔近世2〕。

この年、頼春風の『春風館詩鈔』刊行される〔近世2〕。

1842 天保 13 壬寅

1- 福山藩、髪飾り等の華美を戒め双六等の錢遊びを禁じる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

3-26 幕府代官、備後国天領村々に対し、出役の賄方は1汁1菜等粗品を用いるように下達する〔箱田・細川家「御廻状御触書写」〕。

4-20 福山藩、禁制の畑田について、差縫れや藩役所への訴訟を厳禁する〔府中・延藤家「御用状願書控」〕。

5- 福山藩、株仲間および問屋名目禁止の幕法を伝達するも、領内は従来通りとする〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

5- 幕府代官、備後国天領村々に対し、百姓の奢侈を禁じ、荒地の起返し・貯穀の囲増し・村入用節減を督励する〔箱田・細川家「御廻状御触書写」〕。

5- 幕府代官、備後国天領の諸寺院に対し、僧侶の不如法を戒め節儉を命じる〔箱田・細川家「御廻状御触書写」〕。

6-17 福山藩、上方筋錢相場高値につき領内不融通防止のため、錢の領外流出を禁じる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

6-22 福山藩、仏事の際の料理にも1汁2菜・酒吸物1つ・肴1種に限るなど儉約令の徹底を命じる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

6-23 福山藩、家中の者往還筋で、瓜・西瓜の切売り、果物の辻売を厳禁する〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

6- 福山藩、手の込んだ破魔弓・押絵のある羽子板、および絵柄彩色のある凧、大凧を禁ずる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

7-23 広島藩、芝居・見世物など停止の幕命を領内に伝達する〔温徳公済美録15〕。

7- 備後国天領配下神石・甲奴・安那3郡惣代、儉約徹底のため規定を設ける〔東中条・藤井家文書〕。

7- 福山藩、大坂町奉行触のとおり諸色値段の2割以上の引下げを命じる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

8- 3 福山藩、慶長以来の古金銀引替えの幕令を受け、6日までに領内の数量を調べ、それ以降郡役所で引替えるよう触れる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

8- 広島藩、大坂積み登せの布木綿の端数を、村役人より大坂蔵屋敷に届け出るよう命じる〔三之瀬万覚書〕。

8- 福山藩、諸色値下げの幕法を受け、促進のため産地元方の値下げを督励する〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

9- 福山藩、繰綿に水気を加える等不正の手業を厳禁する〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

帳]]。

9- 福山藩、諸宗寺院着服定を出す〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

10- 福山藩、一朱銀引替方を定める〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

11-11 安芸郡海田市火災。町家 329 軒（竈数 345 軒）を焼く〔温徳公濟美録 154〕。

11- 広島藩、鉄山格式を布令する〔加計・隅屋文庫〕。

12-22 福山藩、五街道宿駅困窮につき、幕府より御用金 2000 両を引請け、領内に福山町 500 両、鞆町 260 両、郡中 1240 両の割合で御用金を宛課す〔鞆・中村家諸事記〕。

この年、宇治茶商人、久保喜八郎広島へ移住。宇治風爐製法を始める〔明治 24 年広島県農事調査書〕。

この年、豊田郡河内川～沼田川通船開通〔竹原市史〕。

この年、広島藩、社倉法の改革を行う〔浦福田村御触書控〕。

この年、門田朴斎、阿部正弘の諮問に答えて「時務策」を作る〔近世 2〕。

この年、岡田清、『巖島図絵』を出版〔近世 2〕。

この年、俳人和切の遺稿『葉分の風』刊行される〔近世 2〕。

この年、深津郡吉田村の山口家、真継家から鋳物師の許状を受ける〔近世 2〕。

1843 天保 14 癸卯⑨

2-16 広島仁保島の大河・丹那・日宇那住民 600 人余、天満町沖の西新開に押しかけ騒動に及ぶ〔村上家乗外編 6〕。

2- 福山藩、日用の醤油不足につき、分郡山手村等 26 か村以外の売料醤油造りを許す〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

3-15 広島藩、財政窮乏解決策として、六会法の計画を触れ出す〔芸藩志 5〕。

4- 福山藩、諸色値下げを徹底するため店先等に諸色値下げの張札を命じる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

5- 福山藩、領内の贖札流用を厳しく取り締まる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

5- 福山藩、御用達・庄屋名代に帯刀（脇差）を許可する〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

6- 福山藩、盆踊りについて、着服は麻・木綿に限り、時間は 4 つ時まで等の規制を加える〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

8- 福山藩、諸帳面・諸願類の提出を求め綿商人に鑑札を下渡す〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

閏 9-11 阿部正弘、老中就任〔阿部家系〕。

閏 9- 福山藩、上方積登せ品は船宿老へ申告するよう命じる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

閏 9- 福山藩、備後一宮社修復のため、領内に寄付銀を募る〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

11-1 米価石につき札銀1貫225匁〔村上家乗外編6〕。

12-19 広島藩、絹座に木綿改所を並置し、他国移出の布木綿をすべて検査することとする。

細工町伊予屋吉左衛門・白神組一丁目豊島屋円助に頭取を命じる〔広島市史3〕。

12- 広島藩、六会法の第一回花籤興行〔広島市史3〕。

12- 福山藩、藩主正弘老中就任祝儀の米金は受納をひかえる旨を口達する〔戸手・信岡家「永代記録」〕。

この年、御調郡中庄村、蘇功新開完成〔因島市史〕。

この年、『芸備孝義伝』3編(17巻)京都の文藻堂から出版〔近世2〕。

この年、福山藩、関藤藤陰を儒官に登用し、翌年江戸詰を命じる〔近世2〕。

1844 弘化1(12.2) 甲辰

1- 広島藩、他国積出し木綿の統制を強化する〔近世2〕。

1- 福山藩、在中男女の他国奉公稼ぎを厳禁する〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

2- 広島藩、賀茂郡下市村播磨屋・亀屋・胡屋を木綿屋として営業許可を与える〔竹原市史2〕。

2- 幕府代官、備後国天領村々に対し、金銀出入の相対済しを令し、利息定めへの遵守を命じる〔箱田・細川家「御廻状御触書写」〕。

4-4 広島藩、米価石につき札銀1貫690匁〔村上家乗続編1〕。

5-10 江戸城本丸炎上につき、広島藩上納金を命じられる〔温徳公済美録17〕。

7- 広島藩、木綿改所で金銭切手を発行する〔吉川・竹内家「御紙面写帳」〕。

8- 広島藩、賀茂郡下市村に木綿改所を設置〔竹原下市覚書〕。

9- 福山領品治郡村々、普請所1郡惣助合の村組申合い定を決める〔戸手・信岡家「永代記録」〕。

10- 福山藩、川除土手上の家作を禁じる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

12- 尾道豊表取引場所を木綿改所兼帯とする〔栗田年誌〕。

この年、広島藩、重ねて密造酒の禁令を出す〔近世2〕。

この年、富田久三郎、高機をもって手挽糸で縞織・浮織の法を案出する〔福山市史〕。

この年、『芸備孝義伝』拾遺成る〔近世2〕。

この年、石井豊州、竹原下市に私塾を開く〔近世2〕。

1845 弘化2 乙巳

2-14 広島藩、扱苧売買取引趣法を布令し、岩室喜右衛門に扱苧方御用係を命じ、広島扱苧屋座39軒を定める〔加計・隅屋文庫〕。

3-1 広島藩、『芸備孝義伝』を1部ずつ5組大年寄・町年寄らに下付する〔広島市史3〕。

8-5 福山藩、儒官衣川閑齋に命じ引野村で百姓教諭を行う〔福山市史〕。

8- 広島藩、六会法を廃止する〔芸藩志5〕。

9-20 山県郡太田筋の農民 1500 人余、扱苧売買取引趣法の撤回を求め、騒動（太田騒動）を起こす〔村上家乗続編 2〕。

9- 広島藩の本年御戻し米 5 歩、知行免 3 つ〔温徳公済美録 18〕。

10-3 広島藩、扱苧売買取引趣法を廃す〔加計・隅屋文庫〕。

11- 広島藩、大坂積み登せの仁保島産牡蠣に、抜荷なきよう戒める〔草津・小泉家「御触状控帳」〕。

この年、広島藩、江戸城本丸普請手伝の公役を命ぜられる〔温徳公済美録 18〕。

この年、広島藩、諸物品は全て銀札で取引するよう厳令する〔大竹市史〕。

この年、洪水、佐伯郡大竹村一帯の被害甚大〔小方・和田家文書〕。

この年、中村徳水、広島藩を辞任、参前舎第 5 世の舎主として江戸に招かれる〔近世 2〕。

この年、狩野派の吉田洞谷、阿部正弘の御側絵師となる〔近世 2〕。

1846 弘化 3 丙午⑤

2- 福山藩の世話役年番庄屋ら、江戸丸山屋敷類焼につき献金を促す申し合わせを行う〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

2- 広島藩、太田騒動に参加した 8 カ村 2523 人を 3 日間押込の刑に処す〔近世 2〕。

2- 福山藩、吉凶の節に限り、百姓の脇差帯刀を許す〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

3- 広島藩、布類で引網を行い、魚類を乱獲することを禁止する〔福田村触書控〕。

4- 福山藩、家中の夜分往来定のゆるみを戒め、提灯所持、辻番所改め等厳しく申し付ける〔府中・延藤家「御用状願書控」〕。

6- 福山藩、城下以外の鍛冶炭積出しを禁じる〔千田村御用状写帳〕。

7- 福山領、2 度にわたる大風雨のため、綿作・稲作に被害、翌 8 月、藩はその報告を村方に求める〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

9- 福山藩、他領縁組に際し、宗門受放ちの等閑を戒める〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

10-13 広島女流心学者、矢口仲子（来応の妻）病没（57）〔芸備先哲伝〕。

11- 福山藩、小間物類に新製流行品を禁じ、氏神祭礼等においても、簪の 2 本ざしを禁止する〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

この年、鞆港に、玉津島波止が築かれる〔福山市史〕。

この年、阿部正弘、異国船の近海出沒に備え、毎年 1 回、福山城内での帯甲調練、城外での兵馬操練を、幕府へ伺い許可を得る〔懐旧記事〕。

1847 弘化 4 丁未

4- 広島藩、菜種・綿実を他国へ抜売りすることを禁止する〔吉川・竹内家「御紙面類写」〕。

6-15 広島米価石につき札銀 3 貫 550 匁替え。7 月 7 日には 4 貫 150 匁となる〔村上家乗続編 4〕。

- 6-22 広島城下白島中町出火。侍屋敷 3, 御貸家 60, 町屋 50 焼失〔広島市史 3〕。
 - 6- 阿部正弘, 軍政の改革と軍事調練の強化を命じる〔懐旧記事〕。
 - 8-2 広島藩, 尾道諸品会所を藩営として, 諸品御役所に改める〔十四日町年誌〕。
 - 9- 三次郡, 入郡の人馬賃銭増銀を達す〔川下組組合諸控帳〕。
 - 10-25 広島藩, 40 分 1 平価切下げの改印銀札を発行する〔芸藩志拾遺 5〕。
 - 11- 広島藩六会法掛米代銀の返却延期を申し渡す〔芸藩志 5〕。
 - 11- 広島藩の江戸上屋敷火災, 講学舎も焼失する〔近世 2〕。
- この年**, 尾長村八幡社境内で相撲興行催される〔近世 2〕。

1848 嘉永 1(2.28) 戊申

- 1- 福山藩, 18 日の馳走狩りにつき, 勢子場所取計方を申し渡し, その場所での百姓・町人の見物, 菓子売りを禁じる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
 - 4- 福山藩, 近年度々の出火につき, 火元取り締まりの強化を命じる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
 - 5- 福山藩, 麦不作につき雑穀類他所売りを禁じる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
 - 6- 福山藩, 藍玉輸送の領内通過を許可する〔千田村御用状写帳〕。
 - 7- 福山藩, 領内に櫛苗植えを奨める〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
 - 8-2 頼氏正本『日本外史』出版される〔頼山陽全書〕。
 - 10- 広島藩, 来年より他領塩の入津を禁止する〔向東・柳井家文書〕。
 - 11-10 安芸郡海田市より出火。同郡奥海田村へ類焼。焼死者 3 人, 怪我人 1 人, 焼失町家 118 軒 (竈数 189 軒), 焼失土蔵 17 か所〔温徳公済美録 21〕。
 - 11- 奴可郡百姓愁訴のことあり徒党一揆〔村上家乗続編 5〕。
 - 12-1 佐伯郡峠村百姓 70 人ばかり愁訴のことあり徒党一揆〔草津・河面家文書〕。
 - 12- 安芸郡割庄屋ら六会法掛銀の返却を願い出る〔安芸府中町史〕。
 - 12- 福山藩, 綿買商人の不撰綿の売買を禁じる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
 - 12- 広島藩家老上田家, 知行地村々に御用金返済につき, 5 年の据置きと利息引下げ(月 1 分から 8 朱)を求める〔小方・和田家「頭庄屋諸控」〕。
- この年**, 家中知行免 2 つ〔温徳公済美録 25〕。
- この年**, 広島藩公認両替商, 豊島屋円助・平野屋儀右衛門, 銀札預り切手の発行を許される〔芸藩志拾遺 5〕。
- この年**, 広島藩, 鉄山格式を令する〔近世 1〕。
- この年**, 青山家中衆, 給知切米諸給削減される〔芸藩志拾遺〕。
- この年**, 吉村秋陽, 朝陽館教授に任ぜられる〔近世 2〕。

1849 嘉永 2 己酉④

- 1- 広島藩, 新開地の堤筋空地に櫛苗の植付を奨励, 安芸郡中組 8 か村より 5000 本の配

布を願い出る〔中野・野間家文書〕。

1- 勸農のため、農家撰種録を村々へ配布する〔中野・野間家文書〕。

2-25 広島城下5組の大年寄、上巳雛・端午幟を質素にすることを申し合わせる〔広島市史3〕。

2- 広島藩、他国産の石灰の移入を禁止する〔広島市史3〕。

2- 広島藩、菜種・綿花等の取り締まりを厳しくする〔中野・野間家文書〕。

閏4- 広島藩、商品としての漆はすべて広島へ持ち出して改印を受けさせ、他国漆搔を取り締まる〔御触状写帳〕。

閏4- 福山藩、新開・切添え等を厳禁し、既成分の下改めを命じる〔戸手・信岡家「永代記録」〕。

閏4- 広島藩、他国産の醤油の移入を禁止する〔十四日町年誌〕。

6- 広島藩、堀川町諸品方役所を廃し、ここに木綿方役所を移す〔広島市史3〕。

6- 広島藩、蘭法禁制の幕府方針に従い、蘭法の医師は外科・眼科以外登用せぬこととする〔吉川・竹内家「御紙面写」〕。

7-10~11 広島、暴風雨・洪水・高潮、城下の大半浸水。田畑損毛8万5200石余。流出倒壊家屋645軒、損家8701軒〔温徳公済美録27〕。

8-5 心学家、奥田頼杖没(58)〔芸備先哲伝〕。

8- 広島藩、佐伯屋柳助・竹内伝右衛門らの櫛苗植栽普及の功を賞し、櫛実一手買い集めを許す〔中野・野間家文書〕。

9-21 三宅菫庵、佐渡の医生長野秋甫の広島通過に際し、牛痘種を得て、城下で接種を行う〔引痘日期手録〕。

10-7 銀札預り切手濫発により、広島の豊島屋円助・平野屋儀右衛門、町民の打ちこわしを受ける〔村上家乗続編6〕。

10-10 広島の両替商、豊島屋・平野屋の業務を停止し、その発行になる預り切手の引替所を隅田屋為三郎・高田屋利右衛門・満足屋権八に命じる〔中野・野間家文書〕。

10- 尾道町奉行、塩の販売取り締まりを綿座役所扱いとし、他国塩の浜揚げ買取りを禁止する〔十四日町年誌〕。

12- 福山藩義倉方、義倉加地子米の小作人運送を定める〔義倉御救米記録〕。

この冬、蒲刈島の宮盛浦百姓多人数徒党出訴に及ぶ〔中野・野間家文書〕。

この年、海田市・船越村・矢野村百姓ら愁訴のことあり。不隠の動きあり〔中野・野間家文書〕。

1850 嘉永3 庚戌

1- 福山藩、民間信仰に対し、常夜燈の石燈籠を禁じ、法界等を建てることを禁止する〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

2-1 米価石につき札銀7貫目替え〔村上家乗続編1〕。

- 3- 広島藩、藍座製の藍玉受払の者を各郡に指定する〔中野・野間家文書〕。
 - 3- 広島藩、安芸郡海田市・矢野村辺で他国産消石灰を取引する者を戒め、蒲刈島産消石灰を使用するよう達する〔中野・野間家文書〕。
 - 3- 広島藩、講組を結ぶ際1組30人を超えないよう触れる〔上保田・平賀家文書〕。
 - 5-28 豪雨。洪水。広島城下の大半浸水〔温徳公済美録 27〕。
 - 8-7 暴風雨・洪水・高潮。広島城下の被害甚大。5月の被害ともわせて田畑損毛29万8434石余。社寺倒壊134, 流失倒壊家屋4425軒, 損家3558軒, 死者60人〔温徳公済美録 27〕。
 - 8-13 佐伯郡玖波村, 米価騰貴により, 米売払いを要求して騒動を起こす〔大竹市史〕。
 - 8- 福山藩, 雑穀・飼料干草の他所売りを禁じる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
 - 8- 京都茨木屋武兵衛, 広島牡蠣を京都・伏見・江州方面に売り広めることを出願するも, 草津牡蠣仲間の反対で許されず〔養蠣由来書〕。
 - 8- 広島米価石につき, 札銀23貫目ないし24貫目替え〔村上家乗続編 7〕。
 - 8- 福山藩, 田畑内に墓所の新設を禁止する〔千田村御用廻状控〕。
 - 9-6 坂井虎山病没(53)〔芸備先哲伝〕。
 - 9-6 広島草津浦, 江波浦渦論争にて乱闘に及ぶ〔村上家乗続編 7〕。
 - 9- 福山藩, 村方の木綿等諸見分下改帳面の正しくないことを戒める〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
 - 10-27 福山藩, 郡中払米値段を同日より正銀153匁と定めるも, 今年米高値につき正米納めを奨める〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
 - 10- 福山藩, 食料不足につき琉球芋の他所売出しを禁じ, 麦・菜種の植付けを奨める〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
 - 10- 広島藩, 広島新開沖合で家中の者が鱒立網を扱うことを禁止する〔植木家諸控〕。
- この年**, 備後国の天領に, 備中国川上郡12か村, 後月郡2か村が加えられ, 大森代官所配下の上下出張陣屋の管轄下に入る〔近世 2〕。
- この年**, 砲術師奥弥衛門, 蘭式砲術・銃隊調練・大砲鑄造のことを学び, 広島藩の命により, はじめて大砲を鑄造する〔温徳公済美録 27〕。

1851 嘉永4 辛亥

- 1- 広島藩, 郡中村々難渋のため, 社倉救い穀貸付けを許可する〔地御前村御触控〕。
 - 2- 広島藩, 昨夏の洪水による難民救済のため救助米を支給し, 城下京橋川・本川下流のけぼ地(芦州)を開き新田を作らせる。また, 綿座役所において婦女子の摘んだよもぎを買い上げる〔広島市史 3〕。
 - 3-20 米価石につき札銀38貫目くらい〔村上家乗続編 8〕。
 - 3-25 米価石につき45貫目くらい〔村上家乗続編 8〕。
- この春～夏**, 広島藩, 去年の洪水罹災者救恤のため救小屋を設け, 救米を支給する〔村上家乗続編 8〕。

- 5- 広島藩，御用廻船送り賃銀を3倍増し渡しとする〔地御前村御触控〕。
 - 5- 福山領品治郡村々庄屋，博奕取り締まりのため申合書を作成し，村毎に取り締まりの者を置くことにする〔戸手・信岡家「永代記録」〕。
 - 6- 1 広島藩，銀札整理のため鴻池善右衛門へ10万両の借金を申し入れる〔芸州札場用談書〕。
 - 6-15 米価石につき札銀48貫500匁替え〔村上家乗続編8〕。
 - 6-20 広島藩，蘭書の書名およびその翻訳は届け出を要する旨の幕令を領内に伝える〔温徳公済美録24〕。
 - 8- 広島藩，賀茂郡下市村での牛馬市開催を許可する〔竹原下市覚書〕。
 - 8- 福山藩，領内諸商事御定箇条を申し渡す〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
 - 9- 福山藩，竹類の他領積出しを禁じる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
 - 11- 1 米価石につき札銀21貫700匁替え〔村上家乗続編8〕。
 - 11-26 大阪豪商鴻池丑之助・長田作兵衛・鴻池市兵衛・平瀬宗十郎ら広島藩銀札整理のため銀2555貫目を融通す〔芸州札場用談書〕。
 - 11- 福山藩，福山往還筋にて揚酒・肴煮売り等を許可する〔千田村御用状留帳〕。
 - 11- 福山藩，在中神楽開催の際，神事の式のみで止めるよう達する〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
 - 12-末 米価石につき札銀30貫目替え〔村上家乗続編8〕。
- この年**，広島の世界屋伊兵衛，井筒屋忠八郎ら，十方舎一丸の『宮島土産』を刊行〔近世2〕。

1852 嘉永5 壬子②

- 1- 9 米価石につき札銀32貫500匁替え〔村上家乗続編8〕。
- 1-23 広島藩，新札を発行し銀32貫500匁を金1両と交換することを定める。これにより銀札・綿座切手も500分の1の平価切下げとなり改印札を発行し，旧札との兌換を強制する〔上保田・平賀家「役方要用御触書抜」〕。
- 1-23 広島藩家老上田家の儒臣，山口西園没〔芸備先哲伝〕。
- 1- 賀茂郡下市村に繰綿屋株が公認される〔竹原下市覚書〕。
- 2-21 広島藩の狩野派画家，山野峻峰斎没(69)〔芸備先哲伝〕。
- 2- 福山藩，櫛苗の抜取り・伐荒しを禁じる〔千田村御用状留帳〕。
- 3- 広島藩，国産の繰綿に湿り等多く，他国の不評により厳しく戒める〔中野・野間家文書〕。
- 3- 広島藩，領内の新浜に対し，古浜同様休浜を実施するよう命じる〔竹原市史〕。
- 7- 分郡村々庄屋，繰屋の綿繰人に他領者を排し，領内難渋者の雇用を促すよう申し合わせる〔山手・三谷家御用状願書控帳〕。
- 8-28 広島藩，本年より知行物成5歩ゆるめ2つ5歩〔温徳公済美録25〕。
- 8- 福山藩，他領者の綿繰人雇用は許可を要することとする〔千田村御用状留帳〕。

- 8- 厳島管絃祭の御供船見物の群衆のため、広島ของ京橋落ちる〔広島市史3〕。
 - 10- 福山藩、納米の米拵え・縄俵拵えの引締めを命じる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
 - 11-1 尾道町奉行所、尾道町の両替商を15軒から3軒に減らす〔尾道市史〕。
 - 11-29 広島藩儒、坂井東派の弟子津村聖山没(64)〔芸備先哲伝〕。
- この年**、佐伯郡小方村新町新開築調〔大竹市史〕。

1853 嘉永6 癸丑

- 1- 広島藩、山県郡鉄山を藩営とする〔芸備志拾遺7〕。
 - 2-11 広島藩、伊勢参官・他国出の禁令を発す〔御触状控帳〕。
 - 4- 広島藩、郡中村役人共の弊風立直し方を申し渡す〔上保田・平賀家「役方要用御触書抜」〕。
 - 5-7 広島藩、広島町新開に芸子・酌取女子などの流行するを厳しく取り締まる〔村上家乗続編10〕。
 - 5- 阿部正弘、備後23か村・備中2か村を新知、1万石加増される〔阿部正弘一万石加増目録〕。
 - 5- 広島藩、金銀貸借に暴利を貪る者あるを取り締まる〔温徳公済美録26〕。
 - 5- 中津藩、種痘を奨め、接種者名簿作成を命じる〔上下・松山家「御用書留帳」〕。
 - 7- 福山藩、藩士登用に際し、文武の考試を行う制度(仕進法)を実施する〔阿部正弘事蹟〕。
 - 7- 福山藩、6月以来の日照りのため、雨乞祈禱を執行する〔信道一代記〕。
 - 8-29 広島藩、領内において大砲を鑄造したことを幕府に報告する〔芸藩志2〕。
 - 9-9 広島藩、藩士に武備奨励のため、その実禄に5歩戻し米を命じ、あわせて節約を令する〔温徳公済美録〕。
 - 9- 福山藩、米・麦・雑穀の他領売りを禁じる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
 - 9- 福山領、うんか発生、損毛高約4万石〔備後史談3〕。
 - 9- 福山藩、稲作害虫の手火による駆除の願を許す〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
 - 11-1 米価石につき札銀98匁替え〔村上家乗続編10〕。
 - 11-18 広島藩の3家老、藩政改革の建白書を在府の藩主に呈す〔芸藩志3〕。
 - 12-12 広島藩、武術奨励の令を発し〔芸藩志1〕、また洋式兵法の呼称を国語に改める〔温徳公済美録26〕。
 - 12- 福山藩、盜賊の徘徊を戒め、盜品の質取り・故売を厳禁する〔山手・三谷家「御用状願書帳」〕。
 - 12- 広島藩、大砲鑄造のため不要の銅類を献上するよう郡中に触出す〔吉川・竹内家「御紙面類写」〕。
- この冬**、福山藩、従来の和砲を潰してこれに銅を足し、江戸丸山邸にて新式銃を鑄造する〔懐旧記事〕。
- この年**、広島藩、高宮郡勝木村・飯室村などの川筋の村々へ、密漁をせぬよう布達する〔勝

木・重川家文書]。

この年，末田重邨，私塾隣浄園（後の三亦舎）を高宮郡大毛寺村に開講〔日本教育史資料〕。

この年，福山藩，江戸丸山藩邸に講学所を建設し，誠之館と命名する。安政元年春開講〔近世2〕。

この年，福山藩，甲州流兵法を廃し，長沼流兵法を採用する〔近世2〕。

1854 安政1(11.27) 甲寅⑦

1-19 広島藩，藩士の小銃射的はその師家の射場において四季の演習を許す〔芸藩志4〕。

1- 福山藩，海防御用として江戸表勤め人足200人を郡中村々に割賦する〔山手・三谷家「御用状願書帳」〕。

1- 福山藩，城下町不景気につき干鰯買入趣法を申し渡す〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

2-27 広島藩，佐伯屋柳助に，他国より移入する樫実・生蠟・晒蠟の一手引受販売を特許する〔広島市史3〕。

2- 福山藩，鉄類の領外積出しを禁じる〔山手・三谷家「御用状願書帳」〕。

3-7 広島城下の酒価統制をやめ，各酒屋の自由価格とする〔広島市史3〕。

3- 福山藩，異国船渡来御用のため，領内に献金を命じる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

3- 広島藩，郡中社人の上京には白神社神主の許可を受けるべき旨の京都吉田家の申入れを触示す〔中野・野間家文書〕。

3- 福山藩，郡中村々に頼杏坪の「諭俗要言」を配布する〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。

4-10 広島城下の3反帆船持ども伊予三津浜との間に毎月1・6の日の定期便を始める〔広島市史3〕。

4- 広島藩，異国船防禦向きにつき寸志御用銀を命じる〔吉川・竹内家「御紙面類扣」〕。

5-17 広島藩，広島尾道町木屋六右衛門らを諸郡産出秣料引受定問屋に指定する〔芸藩志拾遺7〕。

5- 佐伯郡割庄屋ら，海防など非常時に際して，郡中取り扱いの諸改革を藩へ建議する〔相模原・山口家文書〕。

5- 福山藩，水戸楽翁の教諭書を配布する〔山手・三谷家「御用状願書帳」〕。

6-10 大俵中につき，巖島管絃祭に広島城下各町より御供船を出すことを停止させる〔広島市史3〕。

6-14 広島地震〔広島市史3〕。

7- 福山藩，銀札の正銀引替え制限を廃する〔千田村御用状留帳〕。

7- 阿波国産藍玉には広島・尾道で改印を押し，抜荷を取り締まる〔吉川・竹内家「御紙面類扣」〕。

- 閏7-** 広島藩改印銀札 66 匁 5 分を金 1 両の相場に公定する〔植木家諸控〕。
- 8-17** 高田郡吉田村出身の眼科医土生玄碩，江戸に没(87)〔芸備先哲伝〕。
- 8-** 豊田郡御手洗町，拝借銀・為替座設置を願い，藩買入米先を下関から当湊に移されんことを請う〔御手洗町用格別覚〕。
- 9-** 福山藩，木挽職の者のうち，職止を願い無帳になりながら働く者を戒め，職法遵守を申し渡す〔山手・三谷家「御用状願書」〕。
- 10-** 福山藩山奉行ら，櫛植付趣法につき廻村する〔山手・三谷家「御用状願書帳」〕。
- 11-1** 米価石につき札銀 92 匁替え〔村上家乗続編 11〕。
- 11-4~5** 芸備両国に大地震〔芸藩志 5・中村家日記〕。
- 11-** 福山藩，地震につき安全祈祷を執行する〔山手・三谷家「御用状願書帳」〕。
- 12-** 福山藩，前年の藩士仕進制度改革をより厳格にし，考試による仕進を一貫性あるものに体系化するため仕進の定めを發布する〔阿部家文書〕。
- 12-** 福山誠之館竣工する〔福山市史〕。
- 12-** 福山藩，城下木之庄村に大砲鑄造場を建設する〔市・土屋家日記〕。

1855 安政 2 乙卯

- 1-6** 福山藩，学問所誠之館を開館する〔福山市史〕。
- 1~2** 昨年の大地震の余震止まず，豊田郡御手洗町では，前年 12 月晦日・当年 1 月 18 日・2 月 5 日と余震あり〔御手洗町用格別覚〕。
- 2-** 佐伯郡割庄屋ら，郡割の地方・浦方の割賦基準を，郡割のうち諸通行経費については地方 6 割浦方 4 割とし，これ以外はすべて惣高割とするようお願い出る〔小方・和田家「覚知録」〕。
- 4-15** 広島藩，海岸防禦のため，諸国寺院の梵鐘を大砲・小銃に改鑄すべき旨を藩内に布告する〔芸藩志 6〕。
- 4-** 福山藩，寺院坊舎での婦女の召抱えや止宿を戒める〔山手・三谷家文書〕。
- 5-** 福山藩，大砲・小銃製造のため，領内の寺院梵鐘の差し出しを命じる〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
- 6-21** 広島藩主みずから，衣服・飲食を制限し，茶室・別荘等を廃止して藩士に節儉を奨励する〔芸藩志 6〕。
- 6-** 福山藩，城下町・郡中の分銅改めを実施する〔山手・三谷家「御用状願書控帳」〕。
- 8-26** 広島と三津浜との定期便船に 3・8 の日を加え，毎月 12 回の就航とする〔広島市史 3〕。
- 8-28** 広島城下の船持，下関との間に毎月 1・6 の日に定期航路を開く〔広島市史 3〕。
- 9-24** 広島藩，関尚之丞・小幡孫兵衛等に命じて特に海防の事を調査させる〔芸藩志 6〕。
- 9-** 阿部正弘，寺地強平に洋学修業を命じる〔福山市史〕。
- 10-** 広島藩，佐伯郡地御前村高畑山を，異国船来航等異変を城下に速に報知するための火山とする〔小方・和田家文書〕。

11- 芸備塩田で、4 か月休浜から 3 か月休浜への休浜改革案を広島藩に願い出、翌年許可される〔竹原塩浜覚書〕。

この年、福山藩、小役賃に関する規定を出す〔千田村御用留〕。

この年、福山藩、干鰯の運上改め役を村々に置く〔山手村御用控〕。

この年、高宮郡百姓、なるべく知行地村にならないように藩に要望する〔新知御増加御割替〕。

1856 安政 3 丙辰

1- 2 大地震あり、12 日まで続く〔庄原市史〕。

1- 8 広島藩、京紅染木綿の販売を禁止する〔広島市史 3〕。

3- 福山藩、綿実の持運びに庄屋送り手形を持参するよう触れる〔山手・三谷家「御用状願書帳」〕。

3- 分郡村々庄屋、座頭廻村・堂社再建勸化・献金願等取計方につき申合書を定める〔山手・三谷家「御用状願書帳」〕。

4- 3 広島心の学家中村徳水没(59)〔芸備先哲伝〕。

4- 5 広島藩、絹座を綿座役所内に移転する〔広島市史 3〕。

6- 8 広島藩、江波海上において三島流水軍を教練させる〔芸藩志 7〕。

6- 広島藩、葉藍等の売買には藍座役所焼印付呌を用いることを令す〔中野・野間家文書〕。

6- 福山藩、藩重役の門前通行の際の百姓・町人の辞儀は不要とする〔山手・三谷家「御用状願書帳」〕。

8-30 頼聿庵没(56)〔芸備先哲伝〕。

9-11 浅野斉肅、親書をもって大俵を命じる〔芸藩志 7〕。

10- 1 広島藩、下間良弼に蘭学生徒の教育を命じる〔芸藩志 7〕。

10- 福山藩、口入銀 2000 貫目の調達に際し、領内富豪を代官宅に呼び酒肴・饗応を行う〔市・土屋家日記〕。

12- 分郡村々庄屋、口入銀趣法の施行等につき申談書を定める〔山手・三谷家「御用状願書帳」〕。

この年、五弓雪窓、備後府中に家塾晩香館を開く〔近世 2〕。

1857 安政 4 丁巳⑤

1- 広島藩、馬の飼葉買い定問屋をやめ、山方役所の一手買い上げとする〔中野・野間家文書〕。

4- 5 広島藩、藩士に学問所の聴講を奨励する〔芸藩志 7〕。

4-13~14 福山両社八幡の能舞台再建、舞台開きを行う〔近世 2〕。

4-23 広島中町道具屋喜兵衛ほか 6 名を国産藍玉引受所とする〔広島市史 3〕。

4- 福山藩、文武両道の習得を目的とした仕進法の規則を改める〔近世 2〕。

閏 5- 広島藩家老上田家知行所串戸板割物問屋、藩の佐伯郡友田村出荷物改所の禁止を、

上田家へ求める〔宮内村旧記帳〕。

6- 広島藩、領内郡中市町より呉服反物・小間物類を広島へ持ち出し商売することを禁じる〔中野・野間家文書〕。

6- 福山藩、秤改めを実施する〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。

7-27 広島藩、藍座を新開方の所管に移す〔広島市史 3〕。

8-13 阿部正弘、6月17日江戸に卒し、正寧の長子正教襲封〔近世 2〕。

8-25 大地震。9月4日まで毎日小震あり。9月10日再び強震あり〔近世 2〕。

9-24 広島藩、江戸深川冬木町、25日沼田郡楠木村に鑄工場を設け巨砲を鑄造させる〔芸藩志 7〕。

9- 広島藩、大坂登せ米積船運賃を増額する〔江田島・久枝家「郡中諸書附控」〕。

9- 福山藩、文武引立を努め、砲術修業を奨める〔阿部家「福山文武布達類」〕。

9- 広島藩家老（三原城主）浅野右近、家臣に西洋銃隊の練兵を行わせる〔芸藩志 7〕。

10- 広島藩、海岸防備のため大砲5挺を豊田郡御手洗に設置することとする〔御手洗町用格別覚〕。

10- 広島藩、安芸郡の布木綿集荷場所を瀬戸町に設ける〔江田島・久枝家「郡中諸書付控」〕。

11- 福山藩、博奕取り扱いは以後、奉行の直調べとする〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。

12- 広島藩、中島新町に本川御場所を設け、船為替銀貸付けのことを始める〔江田島・久枝家「郡中諸書付控」〕。

この年、広島紙屋町藤井清右衛門出雲国より白乳牛を購入し、薬用として牛乳を販売する〔明治 24 年広島県農事調査書〕。

この年、菅茶山『筆のすさび』（4冊）刊行〔近世 2〕。

1858 安政 5 戊午

2-15 広島西堂川船持、毎月3・8の日竹原との間に定期便を始める。また、元安川・天満川船持、岩国との間に定期便を始める〔広島市史 3〕。

2- 福山藩、村々に目明し、手先等を置くことを廃止する〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。

3- 広島藩、佐伯郡宮内村早損所における甘蔗植付けを聞き届ける〔宮内村旧記帳〕。

4-12 浅野斉肅致仕、慶熾襲封〔芸藩志 10〕。

4- 福山藩、家中の夜間通行定めの緩みを戒め、荷物持人足等の通行法を指示する〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。

4- 広島藩、賀茂郡下市村の木綿改所を四日市に移し、郡役所引受けに改める〔上保田・平賀家「木綿方御改正一件扣」〕。

5- 広島藩、木綿取引御定書を制定公布する〔竹原下市覚書〕。

6-27 広島心の学家矢口来応没（77）〔芸備先哲伝〕。

8-19 コレラ流行につき、広島藩主慶熾城内三の丸稲荷社において除疫の祈祷を行わせ、祈祷札を下げ渡す〔吉川・竹内家「御紙面類写」〕。

- 8- 広島藩，木地物改所を綿改所に移す〔広島家具業界温古録〕。
 - 9-1 広島藩主，厳島神社において除疫祈禱を行わせる。この日広島城下各町民諸神社において除疫祈禱を行う〔広島市史3〕。
 - 9-10 浅野慶熾，江戸桜田屋敷で没，秘して喪を発せず〔芸藩志10〕。
 - 9-12 広島藩，幕府より発行のコレラ病予防法を領内に示す〔広島市史3〕。
 - 9- 福山藩，幕府巡見使通行につき，諸事取計方を定める〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
 - 9- 福山領内にコレラ流行，城下にて死者多数，祈禱執行〔市・土屋家日記〕。
 - 11-2 広島藩，浅野慶熾の喪を発表〔芸藩志10〕。浅野茂長，青山家より入り襲封〔芸藩輯要〕。
 - 11-4 茂長に広島藩主を嗣ぐべき幕命あり〔芸藩志10〕。
 - 12-2~12 広島大地震，数日の間余震絶えず〔広島市史3〕。
- この年**，広島藩主慶熾，土佐藩主山内豊信らと連署し，日米通商条約締結後の富国強兵に関する意見書を幕府へ提出する〔芸藩志10〕。

1859 安政6 己未

- 3-28 広島藩，城内に工場を設け，洋銃および大砲車台の製造を行う〔芸藩志11〕。
 - 3- 広島藩，砲術師奥弥衛門屋敷内に小銃製作所を設ける〔芸藩志拾遺14〕。
 - 5- 福山藩，砲術引立につき五流打込みの稽古を命じる〔阿部家文書〕。
 - 6-28 広島藩，異国船碇泊の際に警備のため藩兵を出張させることを定める〔芸藩志12〕。
 - 7- 広島藩，流行病（コレラ）治療のため，佐伯郡甘日市・小方に藩医を派遣する〔甘日市郡用諸事控〕。
 - 9-9 大地震，11日再震〔広島市史3〕。
 - 9-24 広島藩主，民情視察のため近郊町新開等巡覧のことを布令させる〔芸藩志14〕。
 - 11- 福山藩，誠之館内風儀弛緩につき館内礼讓定を定める〔阿部家文書〕。
 - 12-26 広島藩主，藩士に勤儉を励行させる〔芸藩志14〕。
- この年**，扱苧に絞扱の法起こり，丸絞り，平絞りを製出す〔明治24年広島県農事調査書〕。
- この年**，天領代官，年番惣代に陣屋の御用・郡中村々への割賦等を評議させる〔郡中規定書〕。

1860 万延1(3.18) 庚申③

- 3- 竹原農兵組が組織される〔竹原市史〕。
- 3- 福山藩，僧侶・弟子等の家老はじめ役方に対する不敬を戒める〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 3- 福山藩，式百拾人講・七ヶ月講等を禁じる〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 閏3- 福山藩，百姓・町人の御家人に対する不敬を厳しく戒める〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 閏3- 広島藩，煎海鼠の扱売買を戒める〔小方・和田家「郡用諸事控」〕。

閏3- 福山藩、家中に対し西洋砲術習練強化するよう達する〔阿部家文書〕。

5-16 福山藩、雨天続きにつき一毛荒防止のため跡植の粃種促成栽培法を達する〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。

7-29 佐伯郡大野村百姓70人、願いの筋ありと廿日市まで押しよせる〔大野町誌〕。

9- 福山藩、雨天・曇天の年貢米持出に雨覆いの用意を命じる〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。

9- 広島藩、大坂積み登せの布木綿の一手浜上げに関する統制を、丹波屋安兵衛方へ令す〔江田島・久枝家「郡中諸書付控」〕。

10- 福山藩、文武平等のため文学考試方を改正する〔阿部家文書〕。

11- 広島藩、銀座において精鉄四文銭を製造し通用をはかる〔三日市・林家文書〕。

12-23 広島藩、歩行組以下の負債を代償し、その返納は無利年賦とすることとする〔芸藩志14〕。

この年、福山藩、街道筋の商家の店先を統制する触を出す〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。

1861 文久1(2.19) 辛酉

1- 福山藩、家中鍛練のため、槍・剣いずれかの稽古を義務づける〔阿部家文書〕。

2-12 江戸鍛冶市畑勘介、12連発の拳銃を広島で製造し、藩主に献上〔芸藩志14〕。

2- 福山藩、法会・説話等は村方に差問えの有無を相談して行うよう達する〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。

3- 広島藩家老上田家、給知村々に対し、飯糰米売下げを許可する〔小方・和田家「御知行所諸控」〕。

4- 福山藩、在中者の城下での飯料米買調えを1斗以下に制限する〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。

4- 福山藩、百姓・町人の墓所につき、手広の地取りや大造な石碑・囲い等を禁じる〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。

5-27 阿部正教没。翌月弟正方襲封〔阿部家系〕。

5- 広島本川御場所における船為替貸付取引の趣法を改め、積荷は本川場所に引受直登せとする〔吉川・竹内家「御紙面類写」〕。

6-20 浅野茂長、船により領内沿海地方を巡察。7月4日帰城〔芸藩志14〕。

7-20 浅野茂長、佐伯・山県・高田・三次・三上・恵蘇・奴可・高田・沼田郡巡察。8月26日帰城〔芸藩志15〕。

8-4 佐伯郡・広島町の諸新開にて、大風高潮のため、堤防決壊〔大野・渡辺家手鑑〕。

9-20 浅野茂長、高宮（一部）・豊田・世羅・三谷・甲奴・御調・賀茂・安芸の諸郡を巡察〔芸藩志15〕。

9- 福山藩、上納大豆納方につき、城下買入納を禁止する〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。

10- 福山藩、鞆津沖滞船の英国船見物を禁じる〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。

- 11- 福山藩、黒住神道・日蓮宗八品派等に人心を惑わす教導あるを戒める〔戸手・信岡家「諸願書控」〕。
- 12- 尾道町、網仕法の許可を申請、翌年より開始〔尾道・橋本家文書〕。
- この年**、富田久三郎、文久緋（備後緋）を発明〔故富田翁の事蹟〕。
- この年**、御調郡中庄村文久新開完成〔因島市史〕。
- この年**、御調郡東野村に大砲数門を設置〔因島市史〕。

1862 文久2 壬戌⑧

- 1-20 広島藩、江戸上屋敷内に講学所を再興する〔芸藩志拾遺 17〕。
- 2- 福山藩、西洋砲術をすべて江川太郎左衛門教法に改める〔阿部家文書〕。
- 4- 佐伯郡草津村牡蠣仲間の訴えにより、磯稼者の貝生場にて作り牡蠣することを厳禁する〔養蠣由来記〕。
- 5-7 広島本川筋の大きかりな掘り浚えを始める。各町より砂持加勢と称して囃子・手踊りをし、市中大に賑う〔広島市史 3〕。
- 7-12 広島藩、藩士家禄の借米に対し、5歩を宥免し、武事の奨励をはかる〔芸藩志 16〕。
- 7- 広島藩、暴瀉流行につき予防のため、食物心得方を申し付ける〔吉川・竹内家「御紙面類写」〕。
- 8-10 本因坊秀策広島で没（34）〔広島市史 3〕。
- 8- 福山藩、社倉法を行う〔備後史談〕。
- 8- 福山藩、黒住神道等人心を惑わす祈祷・呪を厳禁する〔山手・三谷家「御用状扣帳」〕。
- 8- 福山藩、暴瀉流行につき、処方等を触れる〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 閏8-** 広島藩、桑の植付けと養蚕、楮・樺苗の植付け、新開起地等を奨励する〔吉川・竹内家「御紙面類写」〕。
- 9- 福山藩、福山にて蠟を製造するため、樺実を買い取ることにする〔山手・三谷家「御用状扣帳」〕。
- 9- 広島松原調馬場を演武場とする〔芸藩志 17〕。
- 9- 阿部正弘が計画した洋型船順風丸進水〔懐舊記事〕。
- 10-15 攘夷周旋の内勅、浅野長訓に発せられる〔芸藩志 17〕。
- 10-24 広島藩、藩政改革などに意見あるものは貴賤を論ぜず建言すべきことを布令する〔芸藩志 18〕。
- 10- 浅野茂長、藩政改革の訓令を出す〔芸藩志 17〕。
- 10- 安芸郡役所、綿実・菜種の上方拔売り禁令を守るよう命じる〔中野・三戸家「御触状温古帳」〕。
- 11- 福山藩、上方金相場高騰に便乗しての諸色値上げを禁ずる〔山手・三谷家「御用状扣帳」〕。
- 12-5 広島藩、江戸藩士木原秀三郎ら数名に時事の探索（周旋方）を命じる〔芸藩志 18〕。

12-25 浅野長勲，青山家より入り長訓の世子となる〔芸藩輯要〕。

この年，神川平助，国兼池の普請を完了す〔神川平助事蹟録〕。

この年，広島藩，各郡救恤のため，社倉麦を追加する〔芸藩志 18〕。

1863 文久 3 癸亥

1-25 広島城下東の明地において西洋式練兵を始める〔芸藩志 19〕。

1-26 広島藩，京都守衛として藩士を上京させる〔芸藩志 19〕。

1- 広島藩，城下にある各郡の代官役所を廃止し，元の郡方吟味役所に代官役所を設け，郡中には郡御用達所を設ける〔芸藩志 24〕。

1- 福山藩，時節柄町人の鉄砲稽古および百姓の砲術と小銃稽古を始めるよう触れる〔府中・延藤家「御用状願書控」〕。

1- 広島藩，西洋砲術採用につき，その隊列調練を行うことを一統に布達する〔芸藩志 19〕。

2-18 浅野茂長，京都において参内，攘夷の勅書を受ける〔芸藩志 20〕。

2- 広島藩，代官 1 人・手附 2~3 人を郡中に在勤させ，盗賊・悪党の捕縛，諸吟味の実施，諸生産の奨励等に当たらせる〔芸藩志 24〕。

3- 3 広島藩，文武ならびに医術修業のために来る他国者の広島滞留を禁止する〔広島市史 3〕。

3- 6 広島藩，英国汽船を購入，震天丸と命名する。また，長崎において洋銃を購入する〔芸藩志 20〕。

3- 6 広島藩，甲州流の軍備を全廃，藩学開所の裏に武術稽古場を新設する〔芸藩志 20〕。

3-10 広島藩，京都警衛として藩士に上京を命じ，3 月 19 日，さらに藩士 20 名に上京を命じる。この年，京都警衛のため藩士の上京する者多し〔芸藩志 21〕。

3-17 広島藩，大砲鑄造のため，寺院所持の台盤の差し出しを命じる〔芸藩志 21〕。

3-22 広島藩，沿海各部の農兵教育のため，藩士を派遣〔芸藩志 21〕。

3-26 広島藩，ゲバール砲製造場を塩屋町に設置し，刀鍛冶輝広藤三郎らに職方御用を命じる〔広島市史 3〕。

3-28 広島藩，大砲鑄造のため，銅・真鍮製の什器類の差し出しを勧める〔芸藩志 21〕。

3- 広島藩，倉橋島本浦に船座御場所を設ける〔近世 2〕。

3- 広島藩，他国者 1 宿の外無願いで差し置くことを取り締まる〔吉川・竹内家「御紙面写」〕。

3- 広島藩，恵蘇・三次郡の割庄屋を廃止し，庄屋・組頭は居村手近の者から選ぶよう命じる〔高野・伊吹家「御紙上書扣」〕。

3- 広島藩，諸足輕を銃隊に編成する〔芸藩志 20〕。

3- 浅野長訓，攘夷の勅旨を受けてその決行を領内町村へ布達する〔吉川・竹内家「御紙面写」〕。

- 4-21 広島藩、軍刀掛を廃し、その事務を用達所に合併する〔芸藩志 22〕。
- 4-29 広島藩、5月10日を期して攘夷の幕令を藩内に布告〔芸藩志 22〕。
- 4- 天領甲奴郡福田村、村方規定書を定める〔福田・出ノ元家文書〕。
- 4- 広島藩、農兵練習所規制を発し、農兵の編成方式と格合いを定める〔芸藩志 22〕。
- 4- 広島藩家老上田家、知行所村の農兵育成につとめる〔小方・和田家「御知行所諸控」〕。
- 5-7 広島藩、軍艦奉行を新置〔芸藩志 23〕。
- 5-7 広島藩、東の明地に練兵場および刀槍場を合わせて講武所と総称する〔芸藩志 23〕。
- 5- 福山藩、藩財政逼迫につき、攘夷助成として、身分相応のものに調達金を命じる〔府中・延藤家「御用状願書控」〕。
- 6-7 広島藩、領内海岸要地（厳島・能美・倉橋・大崎上下島・生口・向島）に砲台を建築し、守兵を配置する〔芸藩志 23〕。
- 6-14 広島藩、厳島管絃祭御供船の船飾は厳島に渡海の上施すべきことを令す〔広島市史 3〕。
- 6-26 広島藩、浮組足輕を新置し、講武所の所属とする〔芸藩志 24〕。
- 6- 広島藩、攘夷実行のため、沿岸諸郡に海防掛り（海防夫）を徴発する〔小方・和田家「郡用諸事控」〕。
- 7-9 広島藩、新たに馬廻組の組頭を設置する〔芸藩志 24〕。
- 7-9 広島城脇今門の外に臨時水練場を設け、藩士に游泳術を教授する〔芸藩志 24〕。
- 7- 広島藩、城内郡役所を廃し、その事務を用達所郡方掛へ移し、用達所郡受と称させる。ついで、郡代を新設し、代官等の受郡を止め勤番代官等を引き揚げさせる。また、郡廻りを廃し、その事務等を郡奉行に掌どらせる〔芸藩志 24〕。
- 8-30 広島城下町の要所に番所を新設する〔芸藩志 25〕。
- 8- 広島藩士宮田権三郎、鹿児島に行き、鹿児島藩用人伊知地壮之丞との間に両藩間の貿易のことを議定し、貿易港は豊田郡御手洗港に定まる〔芸藩志拾遺 4〕。
- 9-19 広島水主町出火。163 軒焼失〔広島市史 3〕。
- 10-6 広島城下の酒値段の統制を旧に復することを酒屋筆頭より願い出、許される〔広島市史 3〕。
- 10-21 広島藩、幕府の命令なしに外国船に対し、軽挙暴発しないよう領内に布告する〔竹原市史 1〕。
- 10-30 広島藩、代官の郡中在勤を復活させ、その内容を翌 11 月に出す〔芸藩志 27〕。
- 11-17 広島藩、汽船飛雲号を購入する〔芸藩志 28〕。
- 12-17 浅野長訓、青山内証分家の居館を吉田郡山のふもとに建設、移住させる〔芸藩志 28〕。
- この年**、福山藩、油粕の他所売りを許可する〔福山市史〕。
- この年**、広島藩、西洋軍制採用につきに騎馬弓頭は騎馬筒頭と改称し、旧砲術・弓術・棒火術の師範役を廃止する〔芸術志 20〕。
- この年**、広島藩、尾道富籤興行を許可する〔尾道市史 2〕。
- この年から**、安芸郡海田市の宗像家、比治山御場所で藩の大砲や弾丸の鑄造を行う〔近世 2〕。

1864 元治 1(2.20) 甲子

- 1-19 広島藩，集議所を設け，勘定所に生産掛を置き，大いに殖産興業をはかる〔芸藩志 30〕。
- 1-19 広島藩，武器製造掛を設ける〔芸藩志 28〕。
- 2- 7 広島藩，砲隊を改制し，大筒奉行を置く〔芸藩志 29〕。
- 2- 広島藩，農兵を領内全般に設置し，農間に武芸を心懸け，伍長・組頭・頭取の指揮に従うよう命じる〔芸藩志 23〕。
- 3-29 広島藩，年寄辻将曹に財政經理の専任を命じる〔芸藩志 30〕。
- 3- 広島藩，藩営皮座制をたて領内に布達〔近世 2〕。
- 4- 広島藩，郡政所務を改革し，郡廻り役を再び置く〔芸藩志 30〕。
- 4- 福山藩，領内巡見の際，百姓はかむり物を取り，農具等も下に置いて平伏するよう触れる〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 5- 福山藩，京都滞陣警備費として，町在より 1 人 5 両の調達金を募る〔山手・三谷家御用状控帳〕。
- 5- 福山藩，新規 5 厘札の通用に触れる〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 5- 広島藩，領内郡村より 1 人 30 両以上の借入金調達を命じる〔上保田・平賀家文書〕。
- 6-13 広島藩，辻将曹を年寄上座とする〔芸藩志 31〕。
- 6- 阿部正方，幕府に強く攘夷をせまる長文の建白書を提出する〔正方公御事歴稿本〕。
- 7-15 広島藩，宿駅継立人馬定数を人足 25 人，馬 25 疋と定める〔高野・伊吹家「御紙上書扣」〕。
- 7-24 幕府，長州追討の勅命を広島・福山両藩など西国 21 藩に伝達する〔芸藩志 33〕。
- 7-29 広島藩，禁門の変後，廿日市駅・江波島・海田市駅・可部駅および城下猫屋橋東詰・猿猴橋西詰に関門を設け，廿日市には砲台を築くこととして，警戒を厳重にする〔芸藩志 33〕。
- 7- 芸備両国共に早魃安芸郡府中惣社で雨乞祈禱を行う〔大己豊前諸書附写〕。
- 8-11 広島藩，城下警戒のため，安芸郡海田市駅・佐伯郡廿日市間を渡海継送りとし，旅人の城下通行を差し止める〔芸藩志 34〕。
- 8-13 広島藩，京都において幕府より征長軍山陽道先鋒を命ぜられる〔芸藩志 35〕。
- 8-22 広島藩，征長の諸藩兵，広島に参集することを藩内士民に諭告し，動揺を戒める〔芸藩志 35〕。
- 8-30 広島藩，諸廻船を他国に廻漕することを禁じ，出帆中の船も 9 月 5 日を限り，帰国するよう命じる〔芸藩志 35〕。
- 8- 広島藩，前年 11 月の代官在勤を拡充し，全郡に郡府を構え，代官を在住させる〔吉川・竹内家文書〕。
- 8- 幕府，征長総督に尾張藩主徳川慶勝，副総督に福井藩主松平茂昭を命じ，広島を征長

の本営となす〔芸藩志 34〕。

9-17 広島藩、軍夫徴集のため、藩内各郡 15 歳以上 50 歳以下の人員を調査する〔芸藩志 37〕。

9-25 広島城北に練兵場を新設し、松原講武所と称す〔芸藩志 37〕。

9-27 広島城下の町門は 10 月 1 日より夜間閉鎖して通行を禁止することにする〔芸藩志 37〕。

9- 三次町奉行を止め郡方・町方・紙方を統合し、代官引受とする〔高野・伊吹家「御紙上書相」〕。

10-24 第 1 次長州征伐のため、阿部正方以下福山藩兵 6000 人広島へ出陣する〔阿部家系〕。

10- 福山藩、家中に対し、海岸防禦等有事に備え、心得を申し渡す〔岡山・下宮家文書〕。

11- 2 広島藩、天文測量算術所を軍艦方に移し、生徒を教授させる〔芸藩志 38〕。

11- 3 福山藩、家中に対し、征長につき、留守中諸事取計方覚書を定める〔岡山・下宮家文書〕。

11- 5 広島藩、征長諸軍の来広により領内物価・日傭賃の騰貴を戒め、城下内外、尾道駅等に布令する〔芸藩志 38〕。

11- 5 広島城下諸門を開閉し、各番所または火見櫓の新設を行う〔芸藩志 38〕。

11-16 征長軍総督徳川慶勝、広島に来着〔芸藩志 40〕。

11-23 征長軍総督より広島城外諸道警備の命あり。広島藩、廿日市・五日市・東口往還・南口江波・日通寺口に藩兵を派遣する〔芸藩志 41〕。

11- 広島藩、出陣の節、運送人夫衣服などの心得を申し付ける〔芸藩志 37〕。

12- 7 広島城下の火災報知のため、警板櫓を各所に増設する〔芸藩志 41〕。

12-17 広島藩主・世子、幕府式日または祭祀のほか綿服とする〔芸藩志 42〕。

12-24 福山藩主正方、日光警衛のため、前日福山に帰城し、この日東上の途につく〔正方公御事歴稿本〕。

12-27 征長軍総督より従軍諸藩に解陣を令す〔芸藩志 43〕。

この年、広島藩、尾道町に町民兵を組織し、町内警備に努めるよう命じる〔尾道市史 2〕。

この年、広島藩、山県郡大朝村に藩営の神草畑を開く〔近世 2〕。

1865 慶応 1(4. 7) 乙丑⑤

1- 4 征長軍総督徳川慶勝、広島を去る〔芸藩志 43〕。

1- 4 広島藩内各所の斥候および警備兵を撤去し、横川・小方を除く各番所を廃す〔芸藩志 43〕。

1-15 長州藩に内訌。広島藩、国境警備のため兵を出す〔上田家文書〕。

4- 5 広島藩、藩士家禄を知行 4 つ物成とし、切米もこれに準じ支給することとし、藩士の公借はすべて棄捐、私借は永年賦償却とする〔芸藩志 45〕。

4-29 広島藩、城下船入村神崎に工場を設け、大砲を製造する〔芸藩志 45〕。

5- 福山藩、駅詰御用人馬賃銭大割を増銀する〔湯野・徳永家「御用状書留」〕。

- 6-11 広島藩、藩士に洋製ライフル銃の任意購入を令す〔芸藩志 47〕。
- 8- 2 広島藩儒金子霜山没(77)〔芸備先哲伝〕。
- 8- 福山藩、塩菰・縄・蕨類の他所売差留めを解除する〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 9- 7 広島藩、郡中において篤行者・罪人のそれぞれの行状を各自の門頭に掲示させる〔芸藩志 48〕。
- 10-20 福山藩、郷兵大隊の大寄会を開催する〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 10- 福山藩、芸州行御用軍夫・水主夫賃米代等は郡中村々の高割をもって充てることとする〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 11- 7 広島藩、幕府より征長の先鋒及び吉田分家の帰属進軍を命ぜられる〔芸藩志 50〕。
- 11- 7 広島藩、銃隊の編制を改める〔芸藩志 50〕。
- 11- 7 広島藩、他国人出入取り締まりのため他国商人は江波港において商売を行わせることとし、同所に番所を設ける〔芸藩志 50〕。
- 11-24 福山藩、征長につき馬飼料、および村々軒別草鞋 2 足・馬踏 1 足を徴発する〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 11- 広島藩、応変隊を結成する〔竹原市史 1〕。
- 11- 福山藩、石見口出陣費として、郡中惣百姓へ大規模な献金を命じる〔府中・延藤家「御用状願書控」〕。
- 12- 8 広島藩、征長諸藩兵の広島屯集に際し、藩士を戒飭して衝突を避けさせる〔芸藩志 52〕。
- 12-10 広島藩、藩札 1 匁の換算率を銭 96 文と改定〔芸藩志 52〕。
- 12-10 第 2 次長州征伐のため、阿部正方以下福山藩兵 600 人余石州口へ出陣する〔阿部家系〕。
- この年**、広島藩、本年に限り木綿の流通統制を撤廃する〔竹原市史 1〕。

1866 慶応 2 丙寅

- 1- 広島藩、宿駅の駄賃ならびに人足賃銭の 6 割増を許す〔芸藩志拾遺 4〕。
- 1- 広島藩、城下上柳町に騎馬隊演習場を設置〔芸藩志 53〕。
- 1- 福山藩、郷兵の年中稽古日を定める〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 2-17 広島藩、藩士任意の総髪を許可する〔芸藩志 53〕。
- 2-28 浅野茂長、長州藩に対する寛大の処置を建白する〔芸藩志 54〕。
- 2- 福山藩、野山植林を奨める〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 2- 福山藩、領内治安・沿岸警備の取り締まり強化を命じる〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 2- 福山藩、石州路従軍夫長陣につき夫役交代を認める〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 2- 広島藩、幕府の指令として前年 12 月の宿駅人馬の調達・支給を藩の石高に応じた配分方法に改定する〔吉川・竹内家「御紙面写」〕。
- 3- 福山藩、富鬮講・賭の諸勝負等を厳禁する〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。

- 4-18 広島藩，安芸郡音戸の瀬戸と倉橋島鹿老渡に警固隊を派遣する〔呉市史〕。
- 4-24 福山藩，軍夫の割増しを命じ，その人撰を 17 歳から 50 歳までの虚弱次らざるものから撰ぶよう達する〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 4- 広島藩に駅所公定人馬賃銭を当年より 5 か年間現在の 6 割増とする〔矢野・宇都宮家「万覚帳」〕。
- 4- 広島藩，宿駅人夫の相対賃銭は御定賃銭の 6 倍とする〔芸藩志 56〕。
- 5- 1 広島国泰寺において老中小笠原老岐守長行長州藩の 4 名代に同藩主父子廃立 10 万石削封等の裁許状を申し渡す〔芸藩志 58〕。
- 5-15 広島藩世子，藩士を城中に召集して時局に関し訓令する〔芸藩志 59〕。
- 5-18 広島藩学問所会合の有志，名義の立たない征長出兵辞退の建白書を提出する〔芸藩志 59〕。
- 5-29 浅野茂長，幕府に対し無名の帥は進発させないことを建白する〔芸藩志 61〕。
- 5- 福山藩，中津藩奥平家と和親につき，同領の百姓とも出入なく懇懃を尽すよう触れる〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 6- 1 幕府，広島藩に対し，藩境の警備ならびに人足・駄馬・荷船等の用意を命じる〔藩芸志 62〕。
- 6- 3 幕府，長防進撃の部署を定め，広島藩には岩国追手口の進軍を令する〔芸藩志 62〕。
- 6- 4 浅野茂長，征長の名義分明でないため藩兵を出陣させぬ旨幕府に申告する〔芸藩志 62〕。
- 6- 5 追討先鋒総督徳川茂承，広島に着陣〔芸藩志 62〕。
- 6- 8 幕府，広島藩の征長先鋒を解き，藩境等の守備を命じ，14 日を開戦と決定〔芸藩志 62〕。
- 6-13 征長先鋒総督徳川茂承，佐伯郡廿日市に本営を移すことを命ぜられる〔大竹市史〕。
- 6-17 広島藩，藩内間道警備兵補助のため農兵・獵夫を招募する〔芸藩志 64〕。
- 6-17 福山藩兵，石見益田で長州兵と戦い敗れ，7 月 23 日福山に帰る〔阿部家系〕。
- 6-28 広島藩，藩士の禄米券は時価をもって藩が買い上げることとする〔芸藩志 64〕。
- 6- 福山藩，軍用金調達の論書を出す〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 6- 福山藩，征長出陣につき留守中の領内見廻りを家中 5 人編成で行うこととする〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 6- 広島藩，近江より蚕種商と養蚕婦を呼び，佐伯・山県郡等で養蚕を行わせる〔菅・内海家「御用年誌帖」〕。
- 7- 1 広島藩，西国街道沿いの村々に炊事場を設けて罹災民の救恤に当たらせる〔芸藩志 71〕。
- 7-18 浅野茂長，大坂において，備前・阿波両藩主と連署して長州藩の寛大処分を幕府に建白する〔芸藩志 66〕。
- 7-19 広島藩，軍用夫の賃銀等が郡により異なるため，1 日米 1 升とし，浦水主の場合も 1

日6匁の村足とし定める〔江田島・久枝家「郡中書附扣」〕。

7-20 広島藩，山県郡本地村に銃手1隊を出動させ，石州占領の長州兵に備えさせる〔芸藩志67〕。

7-20 広島城下の壮丁をもって町兵隊を編制する〔芸藩志67〕。

7-21 征長軍敗退し，長州軍広島に迫り広島藩郡中に警報を発する〔大野記録〕。

7-30 広島藩の新購入汽船万年号，チャッハン号宇品港に到着する〔芸藩志68〕。

7-末 浅野長訓，止戦の建白を征長総督，徳川茂承に呈上〔芸藩志66〕。

7-末 広島領内僧侶により金剛隊編成される〔高野・伊吹家「御紙上書扣」〕。

7- 広島7新開の壮兵をもって一心隊を編成。広島城下の壮丁をもって，報国隊を結成する〔芸藩志48・74〕。

8-7 福山領内大風雨，極難者増加する〔山手・三谷家「御用留」〕。

8-28 総督府より征長中止の勅書を伝達する〔芸藩志70〕。

8- 広島藩，恵蘇郡では年貢諸上納物の五人組引受けを布達し，なお未進のあるときは村闖とすることを命じる〔高野・伊吹家「御用紙上書扣」〕。

8- 広島藩，宿駅人夫の相対賃金は御定賃金の10倍とする〔江田島・中井家「郡中書附控」〕。

8- 阿部正方，領国防衛の心得を諭す〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。

8- 広島藩，郡中の綿改所を船越村に設ける〔江田島・中井家「郡中書附控」〕。

8- 広島藩，領国守衛趣旨の徹底を図るため，真宗僧侶を廻村させ，村民一同宗派にかかわらずその教諭を受けるよう命じる〔菅・内海家「御用年誌帖」〕。

8- 広島藩，罹災民の救助に関し，広く領内に呼びかけ米銀の放出を促す〔上保田・平賀家「御紙面写帖」〕。郡奉行・勘定奉行を督励して，いっそう罹災民の救済に当たらせ，藩士へも応分の出金を命じる〔芸藩志71〕。

8- 広島藩，農民・軍用夫等の大量動員による収穫時の労働力不足に備え，残村民の相互扶助を命じる〔上保田・平賀家「御紙面写帖」〕。

8- 福山藩，時勢につき神社祭札行事は境内に限るよう触れる〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。

9-2 幕府軍艦奉行勝安房守義邦，長州藩使者と厳島において休戦の談判を行う〔芸藩志72〕。

9-4 征長先鋒総督徳川茂承，宇品を出帆大坂に帰陣する〔芸藩志72〕。

9-11 広島藩，工場を広島に設け，洋式小銃を製造する〔芸藩志72〕。

10- 広島藩，郡中の酒を絹座役所において引受け，検査の上城下の株酒屋にて販売を行わせる〔広島市史3〕。

10- 安芸郡役所，当年より綿実を役所へ引受け，矢野村に油絞場所を設置し，郡内綿実の買い上げを触れる〔江田島・中井家「郡中書附控」〕。

10- 福山藩，渡海船規定書を定める〔輛・澤村家「渡海船規定書」〕。

- 10- 応変隊の一部 24 名，脱隊して真撰組を組織する〔廿日市町・田部家文書〕。
- 11- 1 広島藩，藩士の子弟および民間から 50 名を選抜して江戸に留学させ，幕府の開成所教授のもとで洋学を修業させる〔芸藩志 74〕。
- 11-12 広島藩，盗賊処刑法の一部を改定する〔芸藩志 74〕。
- 11- 広島藩，真撰組に対し，元隊への帰隊を命じる〔廿日市町・田部家文書〕。
- 12- 5 広島城北大芝磧において，市畑勘介に地雷火・水雷火の試発を行わせる〔芸藩志 74〕。
- 12-16 広島藩，銀札場預り切手を発行する〔芸藩志拾遺 5〕。
- 12-19 広島藩，佐伯郡焼亡村々に対しても，返上米銀取立てを督促する〔小方・和田家「郡用諸事控」〕。
- 12-26 広島藩，廿日市など年貢取立不足につき，藩からの取替米とする〔小方・和田家「郡用諸事控」〕。
- 12-28 浅野茂長，時局救急策を幕府に建白する〔芸藩志 75〕。
- 12- 広島藩応変隊，いったん解散する〔上保田・平賀家「御紙面写帖」〕。
- 12- 第二次長州戦争により 6 月 14 日 1 から 8 月 9 日まで戦場となった佐伯郡では，焼失家屋が廿日市町屋の半数以上(253 竈)，大竹村 893 軒，玖波村 424 軒，小方村 286 軒など 15 町村計 2067 軒，及び罹災者 1 万人以上に達す。戦災村々からの年貢・諸上納物猶予・窮民救助など諸願いを受けて，戦災復興対策が講じられる〔小方・和田家「郡用諸事控」〕。
- この年**，沼隈郡柳津村，市場沖の新涯築調願いを出す，翌年 11 月堤防の築造が終わる〔柳津村誌〕。
- この年**，広島藩，郡中の鉄砲を残らず差し出すことを命じる〔村上家文書〕。
- この年**，平野屋五兵衛・辻次郎右衛門・炭屋彦兵衛・嶋屋市兵衛，下四軒組合を設ける〔近世 2〕。
- この年**，広島藩，佐伯郡寺田村での火薬製造のため，諸島に武具・火薬原料の買入れ，輸送を命じる〔村上家文書〕。
- この年**，広島藩侍読木原慎一郎，「治本策」を草し藩に提出する〔芸藩志 70〕。

1867 慶応 3 丁卯

- 1-18・19 御調郡栗原村約 30 名，徒党騒動す〔栗田年誌〕。
- 1-23 京都において老中板倉伊賀守勝静より，国喪につき長州征伐の解兵すべきことを通達する〔芸藩志 75〕。
- 1-24 恵蘇郡村々，趣法米の制改革に反対して 7000 人が結集し騒動。鎮撫の神川平助を撃退し，富家・村役人宅を打ちこわし，数百か条の一揆要求を出す〔神川平助事蹟録〕。
- 1- 賀茂郡竹原下市村にて暴動。3000 人蜂起し役人宅などを打ちこわし三津村へも波及。4 人入牢〔竹原市史 4〕。
- 2-30 やや強き地震あり〔広島市史 3〕。
- 2- 福山藩，村々に稗植付を奨める（山手・三谷家「御用状控帳」）。

- 3-15 左義長中止のため広島城内において乗馬行われる〔村上家乗続編 24〕。
- 3-28 広島城下白島出火，家数 28 軒焼失。また同川田村出火 114 竈焼失〔広島市史 3〕。
- 3- 広島藩，安芸郡内の織溜め木綿に限り，勝手売捌きを許可する〔江田島・久枝家「郡中書附控」〕。
- 3- 広島藩，郡中各所に茶の製造場所を設け，茶の専売制を実施する〔江田島・久枝家「郡中書附控」〕。
- 3- 広島藩，郡吏を各郡に派遣し，農民に養蚕・製茶の副業を勧誘させる〔芸藩志 77〕。
- 3- 広島藩，郡中永代上銀・寸志銀を本年度限りで停止すると宣言〔菅・内海家「御用年誌帖」〕。
- 3- 福山藩，安政 3・文久 3・元治 1 年の 3 度にわたって借入れた調達金を献金へ切り替える〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 3- 広島藩応変隊，不動院にて再召集される〔江田島・久枝家「郡中書附控」〕。
- 3- 広島藩，藩営皮座を休業とし，皮革商事の自由を許す〔草津・小泉家「御触写廻達帳」〕。
- 4- 2 広島藩，海軍所を城下水主町におき，海軍生徒を訓練する〔芸藩志 77〕。
- 4- 広島城下本川御場所において商事向の大坂為替の取り扱いを開始する〔広島市史 3〕。
- 5- 7 広島藩，米切手を発行し，正貨同様の通用を認め，銀札・正米との引替えも可能とする〔芸藩志拾遺 5〕。
- 5- 広島藩，去秋作不熟につき穀類の他所売りを禁じる〔江田島・久枝家「郡中書附控」〕。
- 6-10 広島藩，石州・芸州相互に入り込む商人に鑑札を渡し取り締まりを令す〔江田島・久枝家「郡中書附控」〕。
- 6-24 広島藩，郡衙の組織を改革し文久 3 年以前の制に復す〔芸藩志 78〕。
- 6-26 在坂の辻将曹，土佐藩の後藤象次郎と会見し，土・薩盟約に広島藩も参加することに決める〔維新史 4〕。
- 6- 広島藩，御城郡役所を再興し，郡御用屋敷と称す〔江田島・久枝家「郡中書附控」〕。
- 6- 広島藩，藩営皮座を復活し，皮座以外への皮荷物持出しを禁じる〔草津・小泉家「御触写廻達帳」〕。
- 8- 安芸郡役所，郡中作綿は従前通り広島改場所へ差し出すよう命じる。なお，昨年設置の郡内改場所は引払う〔坂・佐々木家「公務郡正録」〕。
- 8- 薩摩藩の大久保，広島藩も復古の挙に加わるよう辻・植田に説き，これに同意させる〔大久保利通文書 2〕。
- 8- 広島藩，氏神祭事復旧を許す〔草津・小泉家「御触写廻達帳」〕。
- 9- 7 広島藩，学問所において野々口隆正に国学を教授させる〔芸藩志 79〕。
- 9-13 広島藩，京都より黒田益之丞に帰藩を命じ，三藩同盟の報告を行わせる〔芸藩志 79〕。
- 9-15 広島藩，京都警衛のため発機隊・応変隊を上京させる〔芸藩志 79〕。
- 9-19 広島藩，木原孝三郎らに命じて，賀茂郡志和村に壮兵を召募させる。隊名は，その後，回天軍第一起神機隊と称する〔芸藩志 79〕。

- 9-20 薩長芸三藩討幕同盟成立する〔芸藩志 79〕。
- 9-24 広島藩, 米札 1 石を銀札 600 目と公定する〔芸藩志 79〕。
- 10- 3 土佐藩, 大政奉還の建白書を將軍慶喜に提出する〔維新史料綱要 7〕。
- 10- 4 広島藩, 辻将曹の要請を受け, 黒田益之丞を山口に急派し, 長州軍の出兵上京の中止を求める〔芸藩志 80〕。
- 10- 6 広島藩主政権返還の建白書を幕府に提出する〔芸藩志 80〕。
- 10- 8 広島藩, 京都においてひそかに薩長両藩と三藩同盟義挙を盟約し, 朝廷に奏上する〔芸藩志 80〕。
- 10-26 広島藩, 藩政を改革し, 家禄を減じて軍備の充実を図る〔芸藩志 81〕。
- 10-29 広島藩, 藩内金銀貨幣の流通を図り, 藩札借入法を定めて公布する〔芸藩志 81〕。
- 11-12 広島藩, 藩政改革につき露地方など小職廃止〔芸藩志 81〕。
- 11-22 阿部正方没。翌年 6 月まで秘して喪を発表せず〔阿部正方公〕。
- 11-24 広島藩, 幕府より藩内通用の四文銭（鉄銭）の鑄造を許される〔芸藩志拾遺 4〕。
- 12- 9 王政復古の号令発布。広島藩世子茂勲（後に長勲と改む）議定職となる〔芸藩志 84〕。
- 12- 福山藩, 藩主不例につき種々風聞あるも鎮静を申し渡す〔山手・三谷家「御用状控帳」〕。
- 12- 尾道にええじゃないか騒動起こる。竹原下市, 広島にも波及し, 翌年 1 月まで続く〔頼永禧書簡〕。